
社会的養護施設等の退所児童に関する支援の 実態把握等調査研究等事業

報 告 書

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国退所児童等支援事業連絡会

社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業報告書

目 次

1	本調査研究の目的	3
2	調査の概要	4
3	アンケート調査の分析	
	（1）退所児童等支援事業所	6
	（2）社会的養護施設	12
4	ヒアリング調査の分析	21
5	資料	
	（1）社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査（施設種別別）	46
	（2）退所児童等支援事業所調査 調査票	64
	（3）調査のご回答にあたってのお願い	66
	（4）社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 調査票	67
	（5）調査のご回答にあたってのお願い	69

はじめに

平成 28 年度、全国社会福祉協議会では、社会的養護施設などを退所した児童の支援に取り組む全国団体のネットワーク構築に向け、「全国退所児童等支援事業連絡会」（以下、連絡会）を立ち上げました。

今年度、連絡会は、都道府県や市区町村の段階で社会的養護施設等を退所した児童等の支援を行う社会的養護施設、団体の実態把握に取り組むこととし、調査を実施しました。

社会的養護施設等、退所児童等の支援に取り組む事業所・団体に実施したアンケート調査は、実際に取り組んでいる支援の体制や内容、関係機関との連携先、連携内容、取り組み課題等を把握しました。さらに、アンケート調査で退所児童支援に積極的に取り組んでいる施設や事業所等に対して、より詳細に取り組み内容を把握するためのヒアリング調査を行いました。

本報告書は、それらの結果とそこから見えてきた課題について、まとめたものです。今後より丁寧な事例の検証などが必要な事項も含まれますが、全国的な取り組み状況及びにそこにある課題について、一定程度把握することができました。

今後この結果を元にしながら、退所児童支援にかかる取り組みをより拡充できるよう、社会的養護施設、退所児童等支援事業所に向けた情報提供や具体的な支援につなげる取り組みを行っていきます。

最後になりましたが、今回の調査にご協力いただいた社会的養護施設等、退所児童支援事業所の皆さま、ヒアリングにあたってご尽力いただいた谷口純世愛知淑徳大学教授、秋貞由美子ルーテル学院大学専任講師の両先生、そして、本調査の実施にあたり助成をいただいた中央共同募金会に心よりお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
常務理事 寺尾 徹

1 本調査研究の目的

保護者がいない、被虐待児であるなど家庭環境上養護を必要とする児童は、46,000人にのぼる（「社会的養護の現状について」厚生労働省／平成28年7月、以下特段のことわりがない場合は、このデータによる）。また、社会的養護施設等を退所する児童も10,000人を超える（平成26年度末退所児童数）。

こうした退所した児童を支援する主体として、社会的養護施設、退所児童を支援する事業所・団体（以下、退所児童等支援事業所）や児童相談所等の行政機関が考えられるが、それぞれの取り組みを把握できていない状況にある。

そこで、全国的な退所児童支援の取り組みについて把握することを目的に社会的養護施設等や退所児童等支援事業所に対して、アンケート及びヒアリング調査を実施した。

本調査研究においては、退所児童等支援事業所とは、社会的養護施設を退所した児童などに対する支援に取り組む活動を行う事業所・団体などを指し、退所児童等アフターケア事業を実施する法人・団体（国庫補助）に限定していない。

平成27年度に実施した「各都道府県内における社会的養護退所児童等支援事業の状況把握第一次調査」により把握することができたその他の法人・団体も含む。

2 調査の概要

本研究では、次の2種類の調査を実施した。

(1) アンケート調査

1) 目的

全国の社会的養護施設等、また退所児童等を支援する事業所の支援の内容とその課題について、広く情報共有を図るための情報収集を目的に実施した。

2) 調査対象

- ① 退所児童支援事業所(国庫補助受託+国庫補助外) 39件
- ② 全国の社会的養護施設 1,186件
(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援設、情緒障害児短期治療施設、自立支援ホーム)

3) 調査方法

- ①、②ともに郵送によるアンケート調査票の送付及び回収

4) 調査項目 (巻末調査票参照)

- ① 退所児童支援の取り組み状況、具体的な内容、事業実施場所、支援対象者、事業・活動の圏域、職員配置の状況、利用者数、主な連携先とその内容、退所児童支援事業以外に取り組んでいる事業、支援の課題 等
- ② 退所児童支援の取り組み状況、対象としている児童、支援の具体的な内容、主な連携先と連携内容、退所児童の状況、支援にたる職員の状況、支援の課題 等

5) 調査時期

- ①、②ともに、平成28年7月22日(金)～8月19日(金)

6) 回収状況

①退所児童等支援事業所

	送付総数	国庫補助	国庫補助以外
①調査票送付先	39	28	11
②回収数	24	18	6
③回収率	61.5%	64.3%	54.5%

② 社会的養護施設

施設等種別	送付数	回答数	回収率
1. 児童養護施設	603	469	77.8%
2. 乳児院	136	108	79.4%
3. 母子生活支援施設	220	178	80.9%
4. 児童自立支援施設	58	48	82.8%
5. 情緒障害児短期治療施設	45	39	86.7%
6. 自立援助ホーム	124	68	54.8%
合計	1,186	910	76.7%

7) 調査結果の回収および集計

全国社会福祉協議会 株式会社グローバルプリント

(2) ヒアリング調査

アンケート調査を実施した社会的養護施設のうち、中学生から大学生までの支援をしている施設を基本とし、「全国退所児童支援事業等連絡会」の構成団体から推薦をいただいた施設に対して実施した。また、アンケート調査を実施していない里親家庭、ファミリーホームについては、グループインタビュー形式でヒアリングを実施した。

退所児童支援事業所などについては、立ち上げ・運営の主たるメンバーが社会福祉関係者、社会的養護施設関係者ではない団体から、設立間もない事業所と一定期間の活動実績があるところにヒアリングを行った。

種別等	事業所・施設名	ヒアリング担当
児童養護施設	鳥取こども学園	谷口氏
児童自立支援施設	東京都立誠明学園	秋貞氏
自立援助ホーム	経堂憩いの家	谷口氏
母子生活支援施設	カサ・デ・サンタマリア	谷口氏
情緒障害児短期治療施設	嵐山学園	秋貞氏
退所児童支援事業所	NPO 法人ほっぷすてっぷ	谷口氏
	NPO 法人フェアスタートサポート	秋貞氏
ファミリーホーム（グループインタビュー）		事務局
里親（グループインタビュー）		谷口氏
その他	滋賀の縁創造実践センター	谷口氏・秋貞氏

調査研究協力者である愛知淑徳大学谷口純世氏、ルーテル学院大学秋貞由美子氏による聞き取り（ファミリーホームのグループインタビューのみ事務局）。

詳細については、21 ページ参照。

3 アンケート調査の分析

(1) 退所児童支援事業所

① 調査の回答状況

	送付総数	国庫補助	国庫補助 以外
①調査票送付先	39	28	11
②回収数	24	18	6
③回収率	61.5%	64.3%	54.5%

② 事業所概要

	事業所数	割合	国庫補助	国庫補助 以外
1. 社会福祉法人	10	41.7%	9	1
2. NPO法人	8	33.3%	4	4
3. その他	6	25.0%	5	1
未回答	0	0.0%	0	0
合計	24	100.0%	18	6

社会的養護施設を運営している法人がベースになって活動しているものと、当事者による支援を展開している NPO 法人、任意団体など多様な団体関わっている。

③ 退所児童の支援

	総数	割合	国庫補助	国庫補助 以外
相談支援	22	91.7%	18	4
就労支援(継続含む)	21	87.5%	15	6
住宅支援	15	62.5%	13	2
居場所づくり	18	75.0%	13	5
学習支援	7	29.2%	6	1
経済的支援	8	33.3%	8	0
情報提供	19	79.2%	17	2
その他	10	41.7%	8	2
合計	120		98	22

事業所が行っている支援は「相談支援」が最も多く、それを基本にしながら、必要な支援を組み合わせで展開している。しかし、「学習支援」や「経済的支援」の割合は低い。

支援の具体的な内容は以下の通り。

- 相談支援の内容(主なもの)
電話やメール、SNS、来訪時の相談、自宅訪問など
※相談内容は日常的なことや職場の人間関係、友人関係なども含めさまざまに対応。
- 就労支援の内容(主なもの)
ハローワーク、会社訪問、面接への同行、転職等の相談、履歴書を一緒に書く、ビジネスマナー教室、キャリアカウンセリングなど
- 住宅支援の内容(主なもの)
物件探しに同行、引越しの手伝い、保証会社の緊急連絡先、手続きの支援、緊急時の部屋の提供、部屋の片付け支援など
※障害福祉サービス(グループホーム)との連携についても課題として挙げられている。
- 居場所づくりの内容(主なもの)
退所児童向けサロンの実施、当事者グループ活動の設置等支援など
- 学習支援の内容(主なもの)
進路相談、受験、試験勉強の支援(学習会の開催)、学習ボランティアによる支援、高校卒業認定試験支援など
- 経済的支援の内容(主なもの)
弁護士による債務整理、生活資金、家賃等の貸付(生活資金月額5万円等)、物品寄贈品の提供、生活用品・食材の提供など
- 情報提供の内容(主な内容)
貸付・給付金などの情報、生活保護受給に関する情報、障害福祉サービスや公的な手続きに関する情報、事業所のイベント情報など
- その他の支援の内容(主な内容)
事業所イベントへの招待

④ 支援対象者

	全事業			
	対象年齢なし	設定あり	合計	割合
1. 児童養護施設の退所児・保護者	19	8	27	100.0%
2. 児童自立支援施設の退所児・保護者	17	7	24	88.9%
3. 情緒障害児短期治療施設の退所児・保護者	13	6	19	70.4%
4. 自立援助ホームの退所児・保護者	17	7	24	88.9%
5. ファミリーホームの退所児・保護者	18	7	25	92.6%
6. 乳児院退所の児・保護者	12	2	14	51.9%
7. 里親家庭の措置解除児・保護者	17	7	24	88.9%
8. 母子生活支援施設の退所児・退所母	11	4	15	55.6%

今回、回答いただいた事業所の全てが児童養護施設を退所した児童を対象としている。乳児院、母子生活支援施設を退所した児童を対象としている事業所の割合が低い。

特に対象となる児童の年齢は設定していないというところが多い。相談支援においては、年齢設定などはしない対応となっていると考えられる。一部の事業所では、30歳までなどと定めている場合がある。

⑤ 事業・活動の対象領域

	全事業	割合	国庫補助	国庫補助以外
1. 都道府県内	15	55.6%	13	2
2. 市内	2	7.4%	1	1
3. 圏域なし	5	18.5%	4	1
4. その他	6	22.2%	4	2
合計	28		22	6

事業所が所在する都道府県内を対象圏域としているが、都道府県外であっても、電話やメールなどの相談も受け付けている事業所もあり、一定対象圏域を定めつつも柔軟に対応をしていることがうかがえる。

⑥ 職員配置の状況

	全事業	割合	国庫補助	国庫補助 以外
1. 専従の職員を配置している	18	66.7%	14	4
2. 他の事業の職員が兼務している	13	48.1%	10	3
合計	31		24	7

常勤・非常勤などは確認をしていないが、専従の職員を配置している事業所が60%を超えている。

⑦ 利用者数

	全事業	国庫補助	国庫補助 以外
1. 年間の延べ人数	21,943	20,743	1,200
2. 年間の実数	4,143	819	3,324

延べ人数、年間実数、それぞれで回答をいただいている。年間延べ人数の最大値は13,000人、年間実数の最大値は3,188人となっている。

⑧ 連携先と連携内容

連携先	件数	割合
出身施設	15	23.4%
児童相談所	7	10.9%
退所児童等支援事業所	6	9.4%
行政	7	10.9%
障害児・者支援事業所等	4	6.3%
職場・企業等	3	4.7%
児童家庭支援センター等	2	3.1%
学習支援団体	2	3.1%
就労支援団体	2	3.1%
病院・医療機関	2	3.1%
司法・警察	2	3.1%
その他	12	18.8%
合計	64	100.0%

最も多いのが社会的養護施設になる。退所前から情報提供、具体的なプログラム(職場体験など、マナー教室など)の提供によりアプローチをしている事業所もある。あわせて、必要な手続きのため行政との連携があり、児童の年齢にもよるが児童相談所との連携もみられる。

「その他」として、不動産屋、商店街、ボランティアなど地域での生活をさ

さえるための具体的な資源があげられていた。また、地域生活定着支援センターもあげられている。

連携の具体的な内容としては、ケースカンファレンスが最も多く、ついで情報共有、情報提供などがあげられている。

⑧ 退所児童支援事業以外に取り組んでいる事業

社会的養護施設を退所児童に対する広報を除いては以下のようなものがあげられる。事業所の母体となっている法人がある場合は、その法人の取り組みとして退所児童支援だけに限らない周辺分野の事業もみられる。

- ・里親に関する研修(公益社団法人)
- ・ひきこもり地域支援センター(社会福祉法人)
- ・子ども若者総合相談センター(社会福祉法人)
- ・地域若者サポートステーション(NPO 法人)
- ・不登校、ひきこもりの子ども、若者の居場所づくり(NPO 法人)
- ・子どもと家庭の 110 番(児童家庭支援センター)
- ・養育支援訪問事業(児童家庭支援センター)
- ・障害児・者の自立・就労訓練(株式会社)
- ・若者向け無料食事会(NPO 法人)
- ・子ども食堂への協力(施設団体)

⑨ 退所児童支援に関する課題とその解決に向けて具体的に必要なこと（自由回答結果から）

○ 社会的養護施設との連携強化

事業実施にあたり、その対象となる児童の状況や事業の情報提供を行う上でも、緊密な連携が求められる(入所中からの連携が必要)。

また、社会的養護施設等にあっても、事業実施（受け入れ含む）にかかる考え方に差がある。

○ 支援の「場」の確保・拡充

事業を継続できるスペース（居場所も含めた）の確保と緊急対応として宿泊できるスペースなどが必要性としてあげられた。

○ 人的資源の確保・専門性の確立

アウトリーチの必要性や緊急の相談等に対応できる人員体制の整備(性別等にも配慮)、精神疾患、発達障害等への対応等も含めて支援の質を高めるための研修があげられた。

また、スタッフが限られていることにより、グループに対する支援が中心に

なってしまう傾向があり個別に踏み込んだ支援の困難な面もある。

○ 財政的基盤の確立・強化

事業の継続的实施を図るための財政的な基盤の安定化(寄付や会費の確保、助成金の申請等)

○ 制度的バックアップ

身元保証人確保制度等も整備されてきてはいるが申請期間の問題で使いたいときに使えない現状がある。→より拡充を希望

○ 当事者団体の活動の活性化

当事者同士の相互の結びつき等も含めて、当事者同士の関わりについても積極的な支援が必要。

○ 支援の区切りについて

一定年齢制限を設けている事業もあるが、退所後 20 年、30 年といった時間を経過してつながるケースもある。

○ 新たな課題への展開

地域の不適切な養育を受けた方からの相談が増加していることや、子どもの貧困等の問題など、「地域福祉」の課題として、事業化が必要な課題も出てきている。

(2) 社会的養護施設

① 調査の回答状況

施設等種別	送付数	回答数	回収率
1. 児童養護施設	603	469	77.8%
2. 乳児院	136	108	79.4%
3. 母子生活支援施設	220	178	80.9%
4. 児童自立支援施設	58	48	82.8%
5. 情緒障害児短期治療施設	45	39	86.7%
6. 自立援助ホーム	124	68	54.8%
合計	1,186	910	76.7%

② 法人格

法人格	全施設	割合
1. 社会福祉法人	761	83.6%
2. NPO法人	35	3.8%
3. 行政	77	8.5%
4. 学校法人	0	0.0%
5. 宗教法人	1	0.1%
6. 一般・公益財団法人	4	0.4%
7. 一般・公益社団法人	5	0.5%
8. その他	11	1.2%
未回答	16	1.8%
合計	910	100.0%

③ 退所児童支援の取り組み状況

取り組み状況	全施設	割合
積極的に取り組んでいる	192	21.1%
ある程度取り組んでいる	540	59.3%
あまり取り組んではない	142	15.6%
未回答	36	4.0%
合計	910	100.0%

積極的に取り組んでいる施設が約 20%となっている。

④ 対象としている児童

対象児童	全施設	割合
自施設退所児のみ	772	84.8%
自施設退所児童以外も支援	90	9.9%
未回答	48	5.3%
合計	910	100.0%

自施設退所児童ではない児童も対象としているケースは、9.9%。ほとんどの施設は、自施設を退所した児童に限って対応している。

⑤ 支援の具体的内容

支援の内容	全施設	割合
相談支援	820	90.1%
就労支援(継続含む)	399	43.8%
住宅支援	234	25.7%
居場所づくり	234	25.7%
学習支援	125	13.7%
経済的支援	205	22.5%
情報提供	453	49.8%
その他	348	38.2%
合計	2,818	

相談支援を基本にしながら、その他の支援を組み合わせ実施していることがうかがえる。

支援の具体的内容は以下の通り。

○ 相談支援の内容(主なもの)

電話やメール、SNS、来訪時の相談、自宅訪問などによる相談

※相談内容は日常的なことや職場の人間関係、友人関係なども含めさまざまに対応。

○ 就労支援の内容(主なもの)

ハローワーク、会社訪問、面接への同行、転職等の相談、履歴書を一緒に書く、ビジネスマナー教室、キャリアカウンセリングなど

○ 住宅支援の内容(主なもの)

物件探しに同行、引越しの手伝い、保証会社の緊急連絡先、手続きの支援、緊急時の部屋の提供、部屋の片付け支援など

※障害のある児童のグループホームとの連携

- 居場所づくりの内容(主なもの)
退所児童向けサロンの実施、当事者グループ活動の設置等支援など
- 学習支援の内容(主なもの)
進路相談、受験、試験勉強の支援(学習会の開催)、学習ボランティアによる支援、高校卒業認定試験支援など
- 経済的支援の内容(主なもの)
弁護士による債務整理、生活資金、家賃等の貸付(生活資金月額5万円等)、物品寄贈品の提供、生活用品・食材の提供など
- 情報提供の内容(主な内容)
貸付・給付金などの情報、生活保護受給に関する情報、障害福祉サービスや公的な手続きに関する情報、事業所のイベント情報など
- その他の支援の内容(主な内容)
事業所イベントへの招待

⑥ 支援メニューの数と連絡がとれる児童の数の関係

今回回答いただいた平成 25～27 年度末に退所児童の状況（16 頁の⑨）において、連絡が取れる児童の数の割合を4段階に分けて、その割合ごとに取り組んでいる支援内容の数の関係は以下のとおりとなった。

連絡がとれる児童の割合が多い施設ほど、多くの支援メニューをそろえていることがわかる。

連絡が取れる児童の割合 (H25～H27の平均値)	対象施設数	支援メニュー数 合計	1施設あたりの 平均支援数
0～25%	50	78	1.56
26～50%	69	178	2.58
51～75%	194	564	2.91
76～100%	597	1,967	3.29

⑦ 支援メニューの内容と連絡がとれる児童の数の関係

同様に退所後に連絡が取れる児童数の割合を4段階に分けて、支援内容の取り組み状況を確認すると、その割合の高い施設は、「学習支援」「その他」の支援を除いて、最も高い取り組み割合を示している。

その中でも、具体的な生活支援である、「就労支援」、「住宅支援」、「経済的支援」、が割合の低い施設よりも高い取り組み割合となっており、相談支援をベースにしながら、具体的な支援を行っている施設は、退所児童との連絡がとれる状況にあると考えられる。

連絡が取れる児童の割合 (H25～H27の平均値)	対象施設数	支援メニュー									(パーセントは平均値)
		相談支援	就労支援	住宅支援	居場所づくり	学習支援	経済的支援	情報提供	その他		
0～25%	50	件数	23	9	4	4	5	6	10	17	78
		件数/対象施設数	46.0%	18.0%	8.0%	8.0%	10.0%	12.0%	20.0%	34.0%	19.5%
26～50%	69	件数	62	17	10	16	13	5	31	24	178
		件数/対象施設数	89.9%	24.6%	14.5%	23.2%	18.8%	7.2%	44.9%	34.8%	32.2%
51～75%	194	件数	174	71	40	49	34	39	98	90	595
		件数/対象施設数	89.7%	36.6%	20.6%	25.3%	17.5%	20.1%	50.5%	46.4%	38.3%
76～100%	597	件数	561	301	180	165	73	155	314	217	1,966
		件数/対象施設数	94.0%	50.4%	30.2%	27.6%	12.2%	26.0%	52.6%	36.3%	41.2%

⑧ 主な連携先

連携先	全施設	割合
児童相談所	372	40.9%
行政(都道府県・市区町村)	257	28.2%
学校・教育機関	200	22.0%
退所児童支援事業所	154	16.9%
障害児・者支援事業所等	132	14.5%
職場・企業等	104	11.4%
児童家庭支援センター等	91	10.0%
家庭・家族	64	7.0%
退所先施設	56	6.2%
福祉事務所	55	6.0%
児童養護施設	42	4.6%
病院・医療機関	41	4.5%
自立援助ホーム	37	4.1%
里親	31	3.4%
保育所	32	3.5%
ハローワーク	28	3.1%
社会福祉協議会	23	2.5%
司法・警察	18	2.0%
要対協	18	2.0%
女性相談センター等	10	1.1%
その他	138	15.2%
合計	1,903	

児童相談所をはじめとして、都道府県・市町村の各種窓口との関係との連携も大きい。あわせて、学校などとの関係も大きい。その他の中には、弁護士などの司法関係者、民生委員・児童委員、保健師などが含まれる。

主な連携内容は、ケースカンファレンス、情報提供が中心であった。

⑨ 退所児童の状況

◎平成25年度

	全施設	割合
① 退所児童数 (②+③)	8,254	
② 連絡が取れる児童数	5,733	69.5%
③ 連絡が取れなくなった児童数	2,521	30.5%
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	911	15.9%

◎平成26年度

	全施設	割合
① 退所児童数 (②+③)	8,469	
② 連絡が取れる児童数	6,365	75.2%
③ 連絡が取れなくなった児童数	2,104	24.8%
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	947	14.9%

◎平成27年度

	全施設	割合
① 退所児童数 (②+③)	8,140	
② 連絡が取れる児童数	6,834	84.0%
③ 連絡が取れなくなった児童数	1,306	16.0%
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	957	14.0%

平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、それぞれの年度末の退所児童について、連絡の取れる状況についてうかがった。

時間が経つにつれて、連絡が取れる児童が少なくなってくるのがわかる。

⑩ 平成 26 年度の退所した児童の状況

また、平成 26 年度に退所した児童についてのみ、より詳細な状況を確認した。

	全施設	割合
定期的	1,375	21.6%
不定期	4,990	78.4%
連絡が取れる児童の合計	6,365	100.0%

連絡は不定期が多い。本調査では、「定期的」とは「月に 1 度、施設行事の際、年度末に一度など、電話や手紙等で連絡が取れている場合」としている。そのため、定期的な連絡の内容としては、月に 1 回程度連絡をするといったものや、誕生日カード、年賀状の送付や施設行事の案内などが含まれる。

	全施設	割合
本人から断られた	161	7.7%
転居等で連絡が取れなくなった	624	29.7%
職員の人事異動等	60	2.9%
現入所者にかかる業務多忙	191	9.1%
その他	1,068	50.8%
合計	2,104	100.0%

→連絡が取れなくなった児童 その他の状況

	全施設	割合
措置変更	113	10.6%
児童相談所等行政の機関が対応	90	8.4%
施設から連絡はしない	84	7.9%
家庭復帰のため	68	6.4%
期間を決めた対応としている	57	5.3%
短期利用のため	57	5.3%
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	61	5.7%
施設との関係不調	36	3.4%
連絡が取れない(連絡するも返事がない)	36	3.4%
連絡が取れない(行方不明)	24	2.2%
必要ないため	24	2.2%
国外に移住	15	1.4%
遠方のため	14	1.3%
司法の対応となったため(少年院送致など)	12	1.1%
DV被害者で行方を隠しているため	7	0.7%
その他	370	34.6%
合計	1,068	100.0%

連絡が取れなくなる原因としては、転居などの移動によるものが多い。また、本人から拒む例も見られる。連絡が取れなくなった理由で「その他」と回答したもののうち最も多いのは、措置変更である（「その他」を除く）。また児童相談所を含む行政に引き継いだというものも見られる。一定の期間で連絡をとることを終了することや、施設からは連絡しないとしている回答もあった。また、「その他」の回答の中には、連絡を取ったことがないというものが多くみられた。

	全施設	割合
家庭復帰(家族と同居)	3,841	45.4%
賃貸住宅等	1,771	20.9%
児童養護施設	800	9.4%
社員寮(住み込み含)	356	4.2%
障害者支援施設(入所)、GH等	337	4.0%
里親	320	3.8%
自立援助ホーム	128	1.5%
児童自立支援施設	98	1.2%
母子生活支援施設	70	0.8%
不明	61	0.7%
情緒障害児短期治療施設	32	0.4%
ファミリーホーム	34	0.4%
乳児院	32	0.4%
その他	304	3.6%
無回答	285	3.4%
合計	8,469	100.0%

退所先として最も多いのは家庭復帰である。ついで、賃貸住宅等が続く。回答の「その他」の中に、具体的な退所先ではなく、「措置変更」との回答があり、実際には、社会的養護施設への退所というケースも多いのではないかと考えられる。

⑪ 支援にあたる職員について

	全施設	割合
1. 担当職員が決められている	450	49.5%
2. 特に決めていない	374	41.1%
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている	58	6.4%
無回答	28	3.1%
合計	910	100.0%

上記「1. 担当職員が決められている」の具体的回答(複数回答)

	全施設	割合
担当職員	232	37.1%
家庭支援専門相談員	203	32.4%
里親支援専門相談員	36	5.8%
施設長	25	4.0%
アフターケア担当職員	100	16.0%
その他	20	3.2%
無回答	10	1.6%
合計	626	100.0%

担当職員が決まっている施設は約 50%となる。その場合、施設利用時に担当していた職員というケースが最も多い。ついで家庭支援専門相談員となる。また、複数の職員で担当しているケースもみられた。

あわせて連絡が取れる児童が多い施設ほど、担当職員が決まっていることがわかる。

連絡が取れる児童の割合 (H25～H27の平均値)	対象施設数	支援にあたる職員		
		め1 ら 担 て 当 い 職 員 が 決	な2 い 特 に 決 め て い	し3 て い 入 た 所 時 員 に 担 当
0～25%	50	13	19	3
		26.0%	38.0%	6.0%
26～50%	69	29	35	5
		42.0%	50.7%	7.2%
51～75%	194	73	101	17
		37.6%	52.1%	8.8%
76～100%	597	335	219	33
		56.1%	36.7%	5.5%

⑫ 退所児童支援を進めていく上での課題、それを解決するために必要な事項について（自由回答結果から）

施設の種別などによって、対象となる児童の状況が異なるが、共通していることについて、以下のようなものがあげられた。

ア) 支援の枠組みに関する課題

○ 職員体制

現在の入所児童の対応で退所児童支援に積極的に取り組むことができない。

→超過勤務、休日などで対応(SNS等の対応も含む)

担当職員が退職した場合、つながりが切れてしまう

○ 必要経費等

退所児童支援に関する費用は持ち出しとならざるを得ない。→施設長・職員個人負担の場合もある。

○ 支援の主体

施設か児童相談所か、支援の主体が明確ではない。→児童相談所は20歳を超えると対象ではないと判断する場合もある。

イ) 情報共有・連携に関する課題

○ 支援の主体 地域との関係

・要保護児童対策地域協議会に全てのケースを挙げることはできないため、退

所した児童の情報を地域で共有化できない。

- ・ 保育所等への情報提供をしても、その後のつながりが途絶えてしまう。
→施設だけが支援を抱え込まないように、関係者・関係機関との「共同作業」としていく必要がある。地域のネットワークにも、退所児童の支援に関するポイントなどを広く伝えていく必要がある（退所児童支援に関する理解を深める取り組みが求められる）。

ウ) 実際の支援に関する課題

- 退所児童支援に関する明確な基準がない
「いつまで」「(具体的に)何をやる」ということが明確ではない。
→いつまでも、どんなこともできるため、際限がなくなってしまう可能性がある。
- 関係性作り
本人・家族などから拒否される（施設入所を知られたくないのではないかと
いうことで連絡を控えている）。
短期入所のため、本人・親・家族との関係が作れない。
職員個人のつながりになってしまうため、「施設」としてつながれない
- 住まいの確保
住まいの場の確保が必要(拠点が決まらなると仕事探しも難しい)。
自立援助ホームの整備を
現状より使いやすい身元保証制度が必要。
- 物理的距離の関係
施設から離れた生活となると訪問もできず、電話等での対応が中心となり、具
体的な支援が難しく、疎遠になってしまう。
進学・就職が遠方の場合、継続した支援が難しい。
- 個別性の高い支援
職員体制等の関係でグループとしての関わりが優先され、個別のケアにまで至
らないことがある。
→担当職員との関係で「秘密」にして欲しいという相談も多々ある。
- 措置変更後の施設等との関係
措置変更後の支援は基本的に変更先に委ねている。必要な情報提供などはする
が、積極的な働きかけはしない。
- 施設形態等による課題
小規模化に伴いそのホームごとに考え方が違ってしまうことがある。アフター
ケア担当職員と担当職員の関わり方の考え方がずれてしまう。

4 ヒアリング調査の分析

今回ヒアリングした社会的養護施設、事業所・団体の取り組みについて、次ページ以降にまとめた。なお、取り組みの特徴や課題については、より詳細な分析が必要となるが、以下のようなポイントをあげられると考えられる。

退所児童支援事業所

財政的な基盤の問題、社会的養護施設との連携が、課題としてあげられた。

社会的養護施設などとの関わりで、お互いのできること、できないことの理解が不足している状況にある。今後、お互いの取り組みを知る機会、一緒に取り組む機会を作っていく必要がある。

社会的養護施設

それぞれの施設の機能や退所する児童の年齢によって、支援の中身も変わってくる。今回が、ヒアリング調査にご協力いただいた施設には、以下のような特徴をみることができた。

- ・インケアが重要である認識が組織内で共有されている。
- ・支援はチーム制などにより複数体制で取り組んでいる（アフターケア担当職員＋担当職員など）。
- ・積極的に必要な資源は創り出し、地域の社会資源の活用にも積極的に取り組んでいる。

【ヒアリング先】

- I. 鳥取こども学園（児童養護施設／平成 29 年 1 月 12 日）
- II. 東京都立誠明学園（児童自立支援施設／平成 28 年 12 月 20 日）
- III. 経堂憩いの家（自立援助ホーム／平成 29 年 1 月 27 日）
- IV. カサ・デ・サンタマリア（母子生活支援施設／平成 29 年 1 月 19 日）
- V. こどもの心のケアハウス 嵐山学園
(情緒障害児短期治療施設／平成 28 年 11 月 28 日)
- VI. ファミリーホーム（グループインタビュー／平成 28 年 11 月 11 日）
- VII. 里親（グループインタビュー／平成 29 年 1 月 27 日）
- VIII. NPO 法人ほっぷすてっぷ（退所児童等支援事業所等／平成 28 年 11 月 25 日）
- IX. NPO 法人フェアスタートサポート（退所児童等支援事業所等／平成 28 年 12 月 5 日）
- X. 滋賀の縁創造実践センター（退所児童等支援事業所等／平成 29 年 2 月 28 日）

I. 児童養護施設

鳥取こども学園

(鳥取県鳥取市)

1. ヒアリング対象者 藤野興一氏 (社会福祉法人 鳥取こども学園
常務理事・園長)

2. ポイント

- ①みんな「うちの子」、出会ったらずっと。
- ②豊富なメニューとたくさんの「つて」
- ③予防的取組から大切に組織で対応

3. 施設の概要

1906(明治39)年1月に私立感化救育所 鳥取孤児院として創設された。1948(昭和23)年1月に鳥取こども学園と改称され、養護施設として認可を受けて現在に至る。時代によって変わる子どもや家庭のニーズに応じて設置される施設の種別が増え、本体施設敷地内には児童養護施設に加え、保育所、情緒障害児短期治療施設、乳児院、児童家庭支援センター、精神科クリニック、里親支援事業所、養育研究所が併設されており、敷地外の車で10分程度の場所に自立援助ホーム、退所児童等アフターケア事業所、若者サポートステーションが設置されている。また、電車で30分程度離れた場所に障害者作業所も設置されており、障害のある退所児童への支援も積極的に展開している。これらすべてが、入所中の子どもへの支援はもちろん、退所後の子どもへの支援にも密接に関わっている。

児童養護施設鳥取こども学園は、小舎制による支援を大切にし、本体施設内は各6～7人の6ホーム、地域小規模児童養護施設として6人の3ホームの体制で、58人を定員となっている。

4. 退所児童等支援の取り組み

退所児童が自殺してしまったケースなどをとおして、家族や親族などのしがらみのない子どもたちに対する支援の必要性を感じ、退所児童等支援に積極的に取り組んできた。

代表的な取組みは、

① 徹底した教育保障

1978(昭和53)年から高校全入運動を展開するなかで教育の保障にも力を入れてきた。ヒアリング時は大学等への進学者も複数おり、複数の子どもが進学に伴う措置延長となっている。また、留学中の子どももいる。高校へ行きたくない子どもには、実際に職場体験の機会を設け、考えるきっかけを提供している。体験しないとわからないため、子どもの希望をかなえることができるように、仕事は探している。約200枚の業種ごとに分けた名刺を用意し、仕事の

内容を説明している。子ども自身が職場を開拓するきっかけをつくったりする工夫もしている。

② 家庭との協同育児

子どもへの支援のみではなく、学校行事への参加や面接などとおした支援とともに、本体施設内に設置されているゲストハウス（親子訓練のため）を積極的に活用した、家庭と施設による協同育児に力を入れている。

③ みんなうちの子。出会ったらずっとかかわる

縁あって鳥取こども学園に入所してきた子どもは、皆「うちの子」であり、ずっと関わり続けるという職員の共通意識が根付いている。お盆とお正月には毎年、OB・OG会を開催しているが、平成29年のお正月も約40名の退所児童が帰ってきた。

④ 予防的取組から大切に

施設だけでなく、退所児童等アフターケア事業所のひだまり*が、入所中から子どもにかかわっている。退所した子どもが困りそうなこと（保険加入や依存症予防の大切さなど）について、一方的講義ではなく、子どもが自分のこととして理解ができるよう、警察や保健所からDVDを借りるなど、分かりやすい視聴覚教材などを用意して伝える工夫もされている。

⑤ 密接な里親とのかかわり

里親委託の促進や、里親への研修、街頭キャンペーンでチラシを配って里親理解への呼びかけ、定期的に“里親サロン”をひらき、里親同士のふれあいの場を提供する「里親支援とっとり」（鳥取県里親支援機関業務委託）という機関を設置。この機関は施設と里親が連携して、里親制度の普及促進を図るもので、里親会とのかかわりや里親募集も大切にし、入所児童以外の里親とも積極的に関わっている。

5. 施設の強み

退所児童に関する支援が個人的にではなく、理念や目的が共有され、組織的に行われており、その支援を行う力を各職員・職員集団がもっている。法人内に「就労支援連絡会議」という関係部署がそれぞれ緊密な連携を図るための場が設定されている。OB・OGが訪れることのできる地域交流ホームや、自立援助ホーム退所のためのステップハウス、就労支援に関する障害福祉サービス事業所などもあり、子どものニーズに応じた支援を展開できるよう豊富なメニューを用意している。また、ボランティアや職場など、子どものニーズに応じられるよう豊富な人とのつながりも大切にしている。

6. 退所児童支援の課題

良い状況のときは施設などを訪ねてくるが、悪い状況のときは来ないということがある。「いつでも連絡してきていいよ」としていても、こちらの関わりだけでは、うまくいかないことがある。また、お金の管理ができれば、生活できる子どもも多くいることから、そうした支援も関係機関などと連携して取り組

んでいく必要がある。

***退所児童等アフターケア事業所のひだまりについて**

「ひだまり」は、鳥取県の児童養護施設等を退所した OB・OG について、就職はしたものの仕事が続かない場合や、住居等生活の基盤が確保できなくなった場合に、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、きめ細やかな支援を実施している（鳥取県退所児童等アフターケア事業）。

ひだまりも社会福祉法人鳥取こども学園内の「就労支援連絡会議」に参画し、それぞれの施設の支援の状況を把握しながら、インケア時から関わりを持つようにしている。また、仕事についてのファローアップ（仕事を始めて1日目の連絡や急な欠勤に伴う対応など）も含めて対応している。

職員は常勤正職員が2人とパートが5人である。

現在までで約80人が利用。開設当初は30～40代の利用者が多かったが、現在は10代から20代が利用者の中心である。チラシを作成して配ってもいるが、紹介で利用につながることが多い（鳥取こども学園を退所した児童が多い）。

1. ヒアリング対象者 児玉雄二氏（課長代理／生活調整担当）、
鈴木雅典氏（課長代理／福祉調整担当）

2. ポイント

- ①退所後最低1年は施設との関係を継続。
- ②子どもの出身寮の職員が組織的に対応。
- ③「提携型グループホーム」との連携で高校中退率を減らす
- ④SOSを求められる人間関係を入所中に作る

3. 施設の概要

2か所ある都立の児童自立支援施設のひとつ。敷地内に青梅市立の小・中学校が開設されており、入所している子どもたちはそこへ通学する。男子寮7棟、女子寮4棟、各寮12人定員で構成され、それぞれの寮の職員は5人交代制で、男子寮は男性3人女性2人、女子寮は女性3人男性2人の職員配置となっている。

4. 退所児童支援の実際

①退所してからの支援

最低1年間は、子どもまたは保護者に対して概ね月1回定期的に、在籍していた寮へ連絡をするように求めている。子どもへの対応は、子どもが在籍していた寮が行うことが原則である。状況によっては、連絡の頻度をあげたり、1年間を超えても定期的につながっていたほうがよいと判断した場合は、継続を求めることもある。概ね退所後3年程度はつながっている。

退所先へ出向く対応が必要な場合は、寮として組織的な対応とするため記録して共有する。必要に応じて退所先の家族の元や施設などに出向いて対応することもある。

退所後の不調として最も多い例は、高校などを退学してしまうケースである。退学前にアクションがあれば学校に出向くし、退学してしまった場合は、次は何をめざすのか、選択肢を示して自分で考えるように促す。高校退学後、アルバイトをしながら通信制の高校に通い、大学に進学したケースもある。

退所した子どもには、退所後は入所中の子ども同士の関係を持たないように伝えている。結果として退所後に悪い関係でつながることが多いためである。

②提携型グループホームの存在

中学卒業の退所時に家庭に戻れない児童の受け入れ先として、「提携型グループホーム」が設置されている。児童養護施設を運営する法人が運営するもので、誠明学園の退所児童のみを受け入れている。男子は2005(平成17)年から2駅先の場所で、女子は2009(平成21)年から施設の近くで開設された。高年齢児寮(中

学校を卒業した子どもが対象)で1年間生活した後、意向を確認して措置変更となる。提携型グループホームで生活する子どもたちは、高校中退率が少ないなど一定の効果があると考えている。また、提携型グループホームと密に情報共有をすることで、互いに支援のノウハウが吸収できる面がある。提携方グループホームで問題が起きた場合、再度誠明学園に戻り、関わることもある。

③インケアの重要性

入所している間で安定すれば大きな前進となる。子どももここの生活に折り合いをつけながら育っていく。退所した後の支援において、どう関わっていくかは本人の意思が大切であるため、SOSを求められる人間関係を入所中につくっていくことが必要である。学園の中での失敗は「経験」として色々な学びの場としてとらえ、ひとりで買い物に出かけることや、年に3回ある帰省もひとりで行き帰りできる子どもにはしてもらっている。

全てが整ってから退所というよりは、厳しい状況でも一度やってみることを重視している。もしうまく行かなければ再度戻ってくることもあるし、それも想定してチャレンジすることもある。誠明学園に呼んだり、状況によっては、自活訓練棟で受け入れるケースもある。

通所事業も実施しているが、東京都全域を対象とするため、ある程度絞った対応とならざるを得ない。

5. 関係機関との連携

退所児童支援に関して、子ども家庭支援センターや児童相談所などと連携している。退所する際にある程度関係する機関につなぐことはするが、それがどこまで何をできるのか、子どもが属する社会(地域)によっても差が出るので、うまく行かないことがある。

東京都の独自事業として、「東京都自立サポート事業*」があり、年に1、2ケース活用している。ただし、児童相談所があまり積極的ではないこと、家族も外から人が入ってくることに對して好意的ではないことがあるため、あまり活用はしていない。

入所しているときに子どもが青梅市社協の企画するボランティア体験プログラムなどに参加し、その後体験先でボランティア活動を継続しているケースもある。

6. 退所児童支援の課題

子どもは入所時の職員との関係性やのつながりから相談に来るが、人事異動によってそれが途切れてしまうことがあることは影響が大きい。

現在の退所する子どもの年齢などを考えると、就学・就労を支援する退所児童支援事業所との関係はない。入所中の関係性の中でアフターケアを実施しており、インケアでの関係性がないとアフターケアは難しいと感じている、

*東京都児童自立サポート事業

児童福祉施設の一つである児童自立支援施設を退所して、地域で自立に向けた第一歩を踏み出す児童とその家庭を、児童相談所と民生・児童委員、主任児童委員がチームを組んで協力しながら、見守り支える事業。

1. ヒアリング対象者 松木良介氏（ホーム長・ジョブトレーナー）、
武田陽一氏（憩の家 元施設長）

2. ポイント

- ①失敗のあとが大切
- ②追いかけるは個々の子どもに応じたあなばいで
- ③子どもが疲弊しない手続きを

3. 施設の概要

1967（昭和42）年、三宿^{みしゆく}憩いの家からはじまり、法人として、3つの自立援助ホームを運営している。専従職員を配置せず、ボランティアスタッフが毎日泊まり込んだ時代を経て、10年ほど前までは寮母が週5日泊まり込んでいた。現在、宿直回数は減ったが、週3回は宿直をして子どもの様子を把握することに努めている。退所児の増加に伴いアフターケアに関する業務も増えている。

利用している子どもは、15～20歳くらいであり、2～3年前までは平均利用期間は9か月程度だったが、現在は1年ほどに延びている。なかには、2年ほど利用する子どももいる。子どもには、仕事をする事、生活費3万円を入れること、23時が門限であることをルールとして提示している。利用するか否か決める際にも、きちんと説明をし、子ども自身による決定を尊重している。

4. 退所児童等支援の取り組み

①失敗から学ぶこと

仕事を辞めることが失敗ではなく、働くことで人間は成長すると考え、失敗はいろいろしても良いし、その後どうするかが大切であるという姿勢で子どもに関わっている。幸い、東京都内という仕事を選ぶことができる地域であることもあり、新規の職場開拓（提携などをする企業開拓）や職場への積極的働きかけは、必要な子ども以外にはしない。働くことが難しい子どもについては、まずは半日頑張ってみよう、月3万円稼いでみようなど、個々に応じた働きかをしている。こうした職員の支援に加え、食卓での話題が職場の愚痴が多いため、働いている子どもに刺激を受けて、子どもの気持ちに変化が出る場合もある。障害等により一般就労が難しい子どもには、障害の受容をサポートして、障害福祉サービスにつなぐことにも取り組んでいる。

①退所後に向けてけじめを伝えること

子どもが勝手に出勤しなくなったときに、そのままにせず、きちんと子ども自身が退職を伝えお詫びすることや、借りていた制服を返すこと、給料の残額を精算することなど、仕事に関する「けじめ」を大切にしよう伝えている。

こうした「けじめ」をつけていくことは、次にもつながることだととらえている。

② 生活を通じた支援を利用終了後の支援につなげること

子どもたちへの生活をとおした支援が、利用終了後にもつなぐと捉えている。自立する子どもを追いかけはしないが、いつでも困ったら相談できることを伝えている。このため、困ったら相談に来る子どもも多い。「困っている」と言わなくとも、電話での様子にも注意しており、「おかしい」と感じたらホームに来るよう促している。退所児童のみではなく、そのパートナーなど、退所し児童に関わる人にも必要に応じて支援している。自立に向けて、住居を一緒に探したり、保証人になったりもする。保証人が必要な子どもや、継続的に支援が必要な子どもは、可能な限りホームの近隣に住むことを促している。何があってもすぐ駆けつけられると、困ったと相談があったときに子どもが何も言わずに連絡が取れなくなる前に会うことができる。また、仮に生活保護による支援費の受給を受けることが必要になったときに申請ができるよう、居所を定めることは大切にしている。

5. 施設の強み

長い実践経験があり、地域からは「先住者」としてとらえられている。通常の近隣関係のトラブル（騒音など）はあるが、立ち退きを求められること等はない。その意味では安定した運営が担保されている。また、都内に立地している関係で職場（仕事）が選べる状況にあるため、就労支援がやりやすい環境にある。

さらに、職員の勤務経験が長く、児童自立支援施設や他の自立援助ホームなど社会的養護施設に関する経験のある職員も多くいるため、支援に関する意識・課題などの共有が容易であることも支援の質に大きく関わっている。

6. 退所児童支援の課題

追いかけると逃げる子どもの特性から、追いかけてなくとも大丈夫な子どもは追いかけて様子を見ているが、近年、関わってもらうことに恥ずかしさを感じる子どもなど、追いかける必要のある子どもも増えてきている。本当に追いかけてなくとも自分で支援を求められる子どもなのか、「関わってほしい」と思いつつそれが表現できない子どもであるのかなどを、個々に応じて捉え、支援を展開していく必要がある。従来は「どん底を経験したらあとは上がってくるだけ」と、上がってくるところの支援をすることができたが、近年は、「どん底」が「底なし沼」のようになっている。また、自分のことであると捉えられない、とらえたくない子どもが増えているため、やみくもに失敗体験をさせるのではなく、失敗体験を振り返り、糧とすることができない子どもに配慮した支援が必要になっている。

また、社会的養護施設で育つ子どもが進学する際に活用できる奨学金制度などは多くあるが、子どもにとって必ずしも使いやすいとは言えない。それは貸

与型か給付型かという差ではなく、多くの申請書類を、奨学金ごとに作成し、お礼状を作成する必要もあり、子どもたちはそのことで疲弊してしまう。職員も子どもの書類作成を支えとともに、多くの推薦状や状況報告書などを記入しなければならず、職員への負荷もある。

IV. 母子生活支援施設

カサ・デ・サンタマリア (神奈川県横浜市)

1. ヒアリング対象者 宮下慧子氏（施設長）、篠原恵一氏（副施設長）、方こすも氏（アフターケア担当）

2. ポイント

- ①職員の連携と高い定着率
- ②公園や地域交流スペースをとおして地域住民との積極的に交流
- ③地域の関係機関へは「任せっぱなし」ではなく、「説明」と「困ったら連絡ください」

3. 施設の概要

カトリック礼拝修道会により、1996（平成8）年に開設され、これ以前にも、同修道会による他の母子支援事業が展開されている。現在、定員は20世帯あり、3世帯分の緊急一時保護枠がある。地下1階、地上4階建てで、1階にはバリアフリーの居室が1室ある。地上各階には、母子が緊急時に逃げられるよう、修道院をつながる扉が配置されている。夜間は宿直・警備職員のほか、施設長が施設の4階で毎日就寝している。地下には地域との交流スペースがあり、利用者と別の玄関から出入りできる。

調理室と和室3時間200円、ホールは3時間300円で地域の団体に貸し出ししており、地域のひとり暮らし世帯の高齢者への配食ボランティアの活動などに利用されている。隣接する公園は、施設建て替え前は修道会の土地だったが、売却して、現在は公園になっている。この場所は、地域の夏祭りなどに使われている。

4. 退所児童等支援の取り組み

アフターケアについては、2002（平成14）年頃よりすでに意識して始め、事業報告にアフターケアに関する相談日時や簡単な内容などを記載し始めた。

その後、年々退所児童等支援の取組みは充実し、2008（平成20）年には、「退所後支援体制事業」としてアフターケアを位置づけ、アフターケア担当職員を採用している。従来の「相談支援」を中心とする活動に加え、①事業をどのようにやっていくかに関する検討会、②すでに実施している施設の見学、③退所者との交流会、④母と子のセミナーの開催、⑤退所児童への就学資金助成制度に関する支援、などを始めている。

2009（平成21）年には、これらに加え、①家庭訪問、②手続き同行、③クラブ活動や行事への招待、④地域の関係機関との連携、なども業務に追加している。時代のニーズに合わせて、①入所児童の学習支援、②退所児童へのスペースの開放（学習などできるよう日を決めて警備室を開放）、③関係機関へのサ

ポート（関係機関からの支援のみではなく、施設側からのサポート）にも、積極的に取り組んできた。こうした取り組みの積み重ねのなかで、アフターケアが「入所者の退所を見据えた自立支援」として職員間で共有され、定着してきた。

退所を見据えた支援としては、①利用者が退所後の生活に必要な物品を、入所中にそろえられるような支援、②利用者の自立後の生活を地域と連携して支えられるよう社会資源との連携の模索、③子どもの進学を支える学習支援をNPOと連携、④地域のお祭りへ入所児も退所児も参加する中での同窓会的な活動づくりなど、地域も巻き込んだ意図的な支援を展開している。

5. 施設の強み

これまでの積み重ねで、退所した方への支援の理念や目的の共有ができている。利用している母子に対して、全てのことをサポートしてしまうのではなく、できないことはできないとすることや、職員が一人で課題を抱え込むことのないように取り組んでいる。それは役割分担を理解した上で、それぞれの職種が連携した支援を行っているといえる。また、これまで関わってきたことの背景など様々な職員がいることにより、それぞれのよさを最大限に活かし、多様性を大切にしながら支援している。その中で、一人だけ残業することが発生することのないように、業務調整も行っている。そうしたことで、長く働く環境づくりを実践している。職員の連携と高い定着率が支援の質に大きな影響を与えている。

また、学校など地域の社会資源に対しても、「まかせっぱなし」ではなく、必ず顔を合わせて対応する母子の状況を説明し、「困ったらカサ・デ・サンタマリアに連絡をください」と伝えるなど、地域の社会資源とも積極的な連携を行っている。

6. 退所児童支援の課題

退所した方の同窓会的な活動ができ始めており、2016（平成 28）年の秋に行われた同窓会にも多くの退所者が参加した。こうしたグループが継続していけるように関わっていくことで、いつでも帰りやすい環境を作ることができると考えている。

また、新しい環境で、新しい人間関係を構築することが難しい方が多いため、安心できる場所であり、関係のあるカサ・デ・サンタマリアに頼りがちだが、より地域の中で多くの方とつながっていくことができるように、「地域の拠点」開発にも取り組むことが必要だと感じている。

1. ヒアリング対象者 早川洋氏（副園長／医師）

2. ポイント

- ①入所時から退所後まで、職員がチームで関わる仕組み
- ②施設の役割は、退所後の子どもの環境への支援
- ③アフターケアの内容を明文化して示す
- ④SNS を活用したつながりづくり

3. 施設の概要

埼玉県内で唯一の情緒障害児短期治療施設。緑豊かな自然に囲まれた環境のなかで、生活指導、心理治療、教育的支援（東松山特別支援学校分教室との連携による）、医療的支援、家族へのアプローチを通じて、子どもの生活を支援している。入所期間は概ね2年間弱だが、近年は退所先が見つからず延長することも増えている。退所先の3分の2は児童養護施設である。児童家庭支援センターが併設されている。

4. 退所児童支援の実際

①退所児童支援の考え方を職員間で共有

これまでの退所児童支援は、職員によって対処の仕方が千差万別であったため、施設の方針として以下のことを職員間で確認し共有している。

- ・インケアが最優先である。
- ・退所した子どもへの支援の「主人公」は、現在直接支援に関わっている方であり、送り出した嵐山学園は、現在直接支援に関わっている方をサポートとする。

②副園長が全体の窓口となり、入所～退所後まで職員グループで担当

施設に入所している間、子ども1人に対して、職員5～6人のグループ制で担当しグループの1人が主担当となる。これは、子どもと職員の相性もあること、職員のバーンアウトやその職員が退職すると子どもとの関係が切れてしまうことを防止するためである。

この担当職員グループで退所後の支援も行い、退所した子どもからの連絡はグループ内で共有する。退所生に何らかの支援をする場合は、必ず学園内の運営会議の了解を取ることになっており、そのやりとりはすべて職員が記録に残す決まりになっている。これは、経験の乏しい職員のみで支援を行なった場合に不適切な関係になることを避けるためである。また、困難な時には入所時と退所後の支援の窓口役である副園長の早川氏に相談を受けている。

③アフターケア説明書・同意書の導入

退所時にあたり、保護者、児童相談所、退所先施設に対し、どのようなアフ

ターケアができるかを記載した「アフターケア説明書」を示したうえで、「同意書」を取り交わしている。

どういう支援を施設退所後も受けられるのか、言葉で確認し説明する、という意味があり、ひとつの「契約」ととらえている。

④「OB・OGによるLINE」による取り組み

SNSの「LINE」グループを設定して、退所後の子ども同士と施設とのつながりを作っている。入所していた子どものOB・OGが中心となって以前から作っていたものに、施設が加えてもらう形で2013年12月からスタート。メンバーは退所した高校生以上のOB・OGで、現在登録は22～3人である。メンバーが集まってバーベキューをするなどの「オフ会」も、年に2回開いている。LINEグループの中では、「先輩」が「後輩」にアドバイスをするなど、入所時期が違っていても、同じ施設で生活した経験があるからこそそのやり取りがみられる。施設は、個人アカウントではなく職場としてアカウントをとり、早川氏と主任がやりとりを見守り、何かあれば介入するという形でかかわっている。

⑤退所後の生活を踏まえた支援で留意していること

なるべく子どもたちが外にでる機会を作るよう心掛けている。たとえば、陸上の部活の設置、児童だけの自由外出の機会（近隣のお店や図書館に行く）を設けるなど、取り組みを実施している。「自由外出でトラブルが発生した場合にどう対応するか」を子どもと一緒に考えることが大切な経験ととらえている。

居場所をふせて入所している児童の場合は地域との関わりに慎重さが求められるが、子どもの成長にとって地域での体験は不可欠と考えており、できる限り体験を積めるようにしていきたいと考えている

⑥退所児童支援事業所の関わり

退所児童支援事業所との関わりはほとんどない。入所している間からの信頼関係がなければ、退所後に子どもは相談に行かないだろうし、退所して突然関わることは難しい。

一方で、どういう事業所が存在し、どのような支援ができるのかなどの情報は欲しいので、一覧や検索できる仕組みと、施設・機関同士の顔が見える関係づくりが必要である。子どもが入所しているときから退所支援事業所に関わってもらえば、連携していけると思う。

5. 情緒障害児短期治療施設としての課題

「都市型」と「地方型」でも支援は異なる。都市型は駅に近くアクセスがよいため、通所機能を有効に活用できるが、嵐山学園の退所児童は居住地が遠隔地のためハードルが高い。また施設の所在地や設置主体によって、できる支援が異なってくる。

退所児童支援は一般的に就労支援に重きがおかれるが、教育支援（高校や大学などの学校との連携など）も非常に重要。また、精神医療との連携、接続がうまく行っていないケースが多く、課題である。

1. ヒアリング対象者

前川 知洋氏(ファミリーホーム上野) 里親から平成 21 年に移行
鈴木 二光代氏(すずきさん家) 里親から平成 22 年に移行

2. ポイント

- ①退所施設との関係は、施設の退所児童の支援に関する考え方によって異なる。
- ②ファミリーホームは帰ってくることができる「実家」としての安心感がある。

3. 社会的養護施設との関係

施設を退所した子どもを受けて入れているが、受け入れた施設によって送り出し方もその後の関わり方も異なっている。同じ種別の施設を退所した子どもであっても、クリスマスカードが届く子どもとそうでない子どもがいる。

それぞれの特色はあるが、ファミリーホームに来てからの子どもたちは、退所施設との関係はそれほど強くない。乳児の場合は、入浴、食事など生活リズムや養育に関する内容などで確認が必要なことが多いので、こちらから連絡することもある。また、先方から連絡もある。

また、入所していた施設との関係があまりよくなかったケースもあるため、積極的に連絡をとらない場合もある。

4. 自立した児童への関わり方

自立した子どもによっても違うが、自立後、1、2年は基本的に連絡が取れるケースが多い。連絡が取れない場合もあるが、時間が経つと少しずつ疎遠になっていく傾向はある。頻繁に連絡をしてくる子どもは、何かしら相談したい、困難を抱えている場合が多い。自ら家庭を築き、安定した生活を送っている場合は、ふらっと連絡をしてよこすことはあっても、定期的に連絡があるということではない。そのため、連絡がないからといって、即問題だと捉えてはいない。

自立して近隣に住むケースも多くあり、おおよその状況は把握できている場合が多い。あまり関わり過ぎないほうがよい場合もあり、子どもの状況によって対応している。

施設を退所してファミリーホームに来た子どもが、以前入所していた施設を訪ねたときに知っている人がいなかったと寂しそうにしていた。ファミリーホームは、今まで連絡してこなかったのにふらっと来て安心してご飯を食べていくことができる。ファミリーホームは、そうしたいつ帰ってきてもよい場所、「実家」としての機能がある。帰ってくる場所があるということが重要だと考えている。

1. ヒアリング対象者 東京都内の里親家庭3家庭より3名

2. ポイント

- ①「社会的養護児童」「退所児童」ではなく、「子ども（息子・娘）」
- ②子どもが入所していた施設の職員との長いスパンでの交流を
- ③子どもにとって良いところかどうか心配な退所児童支援事業

3. 里親家庭の概要

里親になろうとしたきっかけは、それぞれ実子の有無など、仕事の状況、福祉関係の仕事に携わっていたことなどが関係しているが、そうした背景を持つ中で、行政が出している里親に関する情報を目に留めたことがあげられる。

社会的養護施設からの退所した児童の受け入れ経験があり、施設との関係も概ね良好に保ち養育していた。既に子どもがいる場合（実子であるか否かに関わらず）は、「きょうだい」として受け入れている。

4. 社会的養護施設との関係

3家庭とも、社会的養護施設と良好な関係であった。

行事などへ招待、里親家庭に慣れるまで担当職員の訪問など、施設側からの丁寧なサポート体制があった。特に里親家庭に来てから半年くらいは、より関わりが必要なのではないかと考えている。関わった退所施設との関係では、里親側からも養育に困ったときには相談の電話をすることもできた。毎年施設や担当職員へ子どもと年賀状を送ったりすることなど含めて相互に連絡を取れる関係づくりをしており、関係を切らない取り組みを続けている。

ライフストーリーワークの取り組みとしても、退所施設の協力は欠かせない。2分の1成人式などで、乳幼児期の出来事などが必要になることがある。そうしたときに、気軽に尋ねることができ、尋ねたことに丁寧に対応してもらった。施設との関係で言えば、子どもが施設にいるところからの交流が大切であり、そうした交流のなかで、実際に子どもを養育していた担当職員に直接相談できる関係性をつくることで、子どもの養育に対する不安もなくなり、よりよい関わりができるようになる。

5. 委託終了後の取り組み

里親委託終了後の各家庭の取り組みとしては、様々である。委託終了の年齢に達して自立する場合と、延長する場合もあれば、里親家庭の親族との関係で、サポートを得ている場合もある。どの場合でも、「うちの子」として受け入れ、里親家庭は「実家」であるとの考え方から、いつでも帰ってきてよいと考えて

いる。委託終了に伴い、関係がなくなるわけではなく、継続した関わりがある。

6. 自立後の子どもの支援の課題

3家庭とも、子どもの入所していた社会的養護施設との連携が密な家庭であることから、施設との連携の重要性を感じている。その反面、里親家庭が最も緊密な連携をとっている児童相談所との関係、特に、行政職に特有の配置転換などにより、支援の継続しないことが課題として挙げられた。

子どもは、自分が里親家庭で育っていることを理解できても、自分の過去を整理する段階で困惑し、受け止めきれないことが起きる。そのときに、なぜ社会的養護施設で育つことになったのか、などを児童相談所が説明してくれることで、落ち着いて考えることができるが、現状では、説明されていないことが多い。こうした児童相談所の対応を考えると、社会的養護施設の対応は非常に重要である。乳児院を経て委託を受けた子どもであれば、その乳児院に相談できる体制がある。しかし、複数の施設などでの育ちを経て迎えた子ども場合は、子どもの過去をたどることが難しくなる。社会的養護施設間の情報共有も重要になってくる。また、児童相談所の職員は自分が担当している子どもとのみ話すことが多くみられるが、施設職員は里親宅を訪問したときには自分のところで育った子ども以外とも話し、相談にも応じてくれる。措置延長については、里親も里子も双方希望している場合でも、提出する書類や面談など煩雑で負担が大きいこともあって、ためらわれることもあり、手続きなどは簡素化することが望まれる。

里親から自立した児童の支援に関しては、各家庭での取り組みとは別に様々な支援団体がある。海外の取り組みを導入したものなどが多い。実際にどういう取り組みができるのか、その内容など不明な点も多く、これまでの実績がある団体の自立支援プログラムなどを活用することが多い。また、奨学金などの里子への支援情報などはインターネットなどで入手できる状態にもなっているが、そうした支援が必要となる年齢に子どもがなるまでは、そうした情報を把握することは少ない。それぞれの年齢にあわせた支援情報を選別して活用している。そうしたことから、里親同士の交流は重要だと考えているが、考え方にも差があり、積極的な交流が希望しない人もいる。そうした里親家庭が孤立しているのか、心配な面もある。

また、周囲の里親家庭への理解を促進するためにも、正しい情報を発信していく必要がある。動物の里親と同じような受け止め方をする人も未だいらっしゃるし、「手当て」についても、正しい理解が必要である。

1. ヒアリング対象者 森田みさ氏 (NPO 法人ほっぷすてっぷ理事長／
よつば司法書士行政書士事務所代表)

2. ポイント

- ① 法律的な専門知識を含めた支援が可能
- ② 継続性のある資金獲得の難しさ
- ③ 社会的養護施設との連携の難しさ

3. 事業所の概要

司法書士業務として、東日本大震災の震災遺児の未成年後見に携わるなかで、ひとり暮らしで進学・就職している子どもたちに基本的な生活スキルが身につけていないと感じたことがきっかけとして、施設退所児か否かを問わず、大人に頼ることができない子どもに支援の必要性を感じた。このため、あしなが育英会、子どもグリーフサポート、里親会などの研修会・勉強会に参加するなかで知り合った人々、司法書士として一緒に高校生法律講座を開講している仲間、知人であった民生委員などとともに、2015（平成 27）年 12 月に NPO 法人化して事業を開始。

4. 退所児童支援の取組み(事業の内容、対象など)

当事業所は、住宅地ではなく、街の中心部、バスセンターの近くにあり、市内各所からのアクセスが良好な場所に立地している。

事業の対象としている児童は限定せず、「大人に頼ることのできない 15～25 歳くらいの方（利用最年長者は 32 歳）」としている。利用者には、氏名、住所、生年月日、SNS の活用状況、連絡先などを提出していただく。

現在、事業内容としては、

- ① 電話・来所による相談支援
- ② 居場所サロン「虹の谷」
- ③ 自立支援講座

の 3 つを実施。ラジオや新聞、テレビなどで紹介されるほか、高校の法律講座などの機会をとおした紹介で周知に努めている。また、サロンの開室時間や、子どもに関係のある新聞記事、当事業所の実施する講座など、Facebook やツイッターで積極的に情報発信している。

①の「相談支援」については、これまでの相談件数は 4 件であり、すべて退所児童ではない。

②の「居場所サロン」については、現在男女各 1 人が利用しており、2 人も退所児童ではない。火曜日・木曜日の 14 時～20 時、土曜日は 11 時～17 時に

開室している。この時間帯は、学校に行っても来やすい時間をしている。居場所サロンは、司法書士事務所の並びのパーテーションで区切ったスペースとなっており、サロンの入口から覗くと全体を見渡せるものの、司法書士事務所の職員など事務所に出入りする人々からは中が見えないつくりとなっている。利用者は、利用カードの番号と入退室時間を設置している表に記入すれば、所員に声をかける必要はなく、自由に出入りができる。サロンには、自習机、昼寝などできるソファ、ダイニングテーブル、漫画、Wi-Fi、携帯の充電器や、ポットも用意されている。

③の「自立支援講座」については、2016年度は高校で「巣立ち準備プログラム」を2回開催。1回目は給与や生活費など一人暮らしに必要なお金について、2回目はSNSから自分を守ることにについて、をテーマとして開催した。また、ブラック企業等を退職することが難しい子どもがいることから、「正しい会社の辞め方講座」も開催。

今後の活動については、以下の2点の活動について検討している。

①シェアハウスの開所

住居に関する支援として、行き先のない高齢児を引き受けるなども考えている。

②当事者交流イベントの開催

何かを一緒につくる活動をするなかで、当事者交流を進めていく活動として検討中。

5. 事業所の強み

当事業所の強みは、司法書士という職業柄、親権問題をはじめ、司法の側面から専門的支援が可能であること、また、公共交通機関で通い場所に立地していることも挙げられる。

6. 退所児童支援の課題

①経済的支援の必要性

継続して子どもを支援するため、経済的支援が必須である。現在、会費収入はほとんどなく、収入は寄付金と助成金を中心となっている。現在実施している事業を継続するために、また、今後住居支援も含めた支援を展開していくために、職員を雇うための継続的、安定的な財政的支援が必要です。

②社会的養護施設との連携

児童養護施設の子どもたちに、「退所前から」継続的にかかわりを持ちたいと考えているが、児童養護施設を訪問しても事業利用に結びついていない実態がある。今後の事業展開においては、高等学校などでチラシを配るなど、退所児童も含めた地域の子ども全体への周知を図るとともに、社会的養護施設との連携に基づいた支援を検討している。施設の職員よりも何かできると思っているというよりも、できることを手伝いできればと考えている。お互いにできることを率直に話し合える関係を作っていく必要がある。

1. ヒアリング対象者 永岡鉄平氏 (NPO 法人フェアスタートサポート代表・
(株) フェアスタート代表)

2. ポイント

- ①有料職業紹介所である株式会社と、NPO 法人の両面から支援
- ②事業展開を退所児童の一般就労支援に特化
- ③施設や定時制高校などでのキャリア教育の実施
- ④児童養護施設出身者の交流の場を実施
- ⑤安定した就労につなぐためには安価な住宅の提供が課題

3. 事業所概要

- ・設立年：株式会社 2011 (平成 23) 年 8 月設立、NPO 法人 2013 (平成 25) 年 1 月設立
- ・利用者：高校卒業予定または卒業後の社会的養護施設利用者
- ・スタッフ：4 人
- ・データ：就職実績 70 人、個別就職相談実績 303 人 (2017 [平成 29] 年 3 月現在)

民間の就職支援会社で働いていた永岡氏は、中小企業で人手不足が続く一方で、早期離職やニートなどの若者が増えている現状から、若者の就職のミスマッチに課題を感じていた。「子どもの貧困」のセミナーへ参加したことをきっかけに、高校卒業と同時に自立を求められる社会的養護施設を退所する子どもに着目、ボランティアで児童養護施設にかかわり課題を知る。その経験をもとに、「有料職業紹介事業」としての「(株) フェアスタート」と、社会的養護施設に入所する子どもへのキャリア教育や就職支援を行う「NPO 法人フェアスタートサポート」を設立し、社会的養護施設出身の子どもと人材を求める企業とをつなぐ「就職支援」に特化した活動を展開している。NPO 法人として得た助成金と有料職業紹介事業としての収入が主な運営費である。

4. 退所児童支援の実際

①子どもの就職支援の実際

通常の高卒者の就職活動は、高校からの紹介で十分な企業見学やインターシップの機会がないまま企業の面接試験を経て就職することが多いが、その結果ミスマッチが起き早期離職につながっている。そこで、入所時から施設職員の紹介で子どもと面談し、どんな仕事をしたいかを確認。職員から子どもの状況について情報を得たうえで、適性検査などを実施し、協力企業から子どもの希望するところへ企業見学を行うようにしている。子どもが希望した場合は、そ

の企業でインターンシップを行ったうえで就職へとつなぐ。この就職時の丁寧なサポートが、ミスマッチを減らし離職を防ぐことにつながっている。

②企業との関わり

40～50社の求人情報を有料職業紹介事業として有している。中小企業同友会など社会貢献に関心の高い企業団体へ働きかけなどの活動を通して、理解を得ている。以前の中小企業は即戦力を求める傾向にあったが、高卒であるため未成熟な部分もあるが、働くこと・自立することへの意欲が高いことに注目していただくように提案し、好意的に受け止められていると感じている。株式会社の顔があることで企業と対等な立場で関わることができ、入社後のフォローは、NPO法人として関わっていくことで安心感を得ている。

③就職支援において留意していること

生活支援が必要なケースなどは、そういう支援ができる他団体と連携して取り組んでいる。障害者手帳を保有している子どもの場合は、障害者就労支援事業所や若者サポートステーションなどとも連携している。

また、安易に住み込みの職場を斡旋しないようにしている。就職先選択の幅が狭まることと、万が一、その職場が合わなかった場合、家と職の両方を失うリスクを避けるためである。

④キャリア教育とアフターフォロー

子どものたちの視野を広げるため、キャリア教育にも取り組んでいる。企業への見学ツアーや児童養護施設の子どものたちを対象とした企業による合同説明会などを実施している。児童養護施設でボランティアによるパソコン教室や料理教室を立ち上げた実績もある。社会的養護施設を退所した子どもに限らず、困難を抱えた子どもは多いと考え、2016年度から、定時制高校でのキャリア教育事業も開始した。

また、アフターフォローとして就職後も適宜個別相談にのるほか、児童養護施設出身者によるトークライブや就職お祝い会、社会人となった子どもたちが集まるスポーツやパーティーなどの交流の場などを開いている。

5. 活動を通じて見えてきた課題と今後の取り組み

住まいの場の確保は社会的養護を退所した子どもたちにとって重要な課題であり、安価で提供を受けられるような支援の仕組みがあるとよい。

また、施設にいるときは「面倒見がよい」印象だった子どもが、年長者のみだけの職場では先輩とのコミュニケーションがうまく取れず退職してしまったというケースがあった。そうした不調に終わったケースの原因を明らかにして施設側にフィードバックできれば、施設自体のインケアにもよい影響を与えるのではないかと考えている。

地方でもこうした取り組みがほしいという要望もあり、2015年度から就職情報サイト「18スタート」を開設した。また、当面関東圏域に事業を拡大していく予定であり、いずれは、ノウハウを提供して地方で取り組みを広げることも考えていきたい。

1. **ヒアリング対象者** 谷口郁美氏（滋賀の縁創造実践センター所長）
寺村重一氏（滋賀の縁創造実践センター相談員）
林実央氏（滋賀の縁創造実践センター主事）
山本朝美氏（小鳩乳児院施設長）
杉山真智子氏（NPO 法人四つ葉のクローバー代表）

2. ポイント

- ① 多様な関係団体の協働による取り組み
- ② 「人と人との関係作り」を目指した支援

3. 滋賀の縁創造実践センターの概要

滋賀の縁創造実践センターは、滋賀の福祉の原点である糸賀一雄の実践の思想「自覚者が責任者」に共感し、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られるまで生きがいを豊かに感じられる地域をつくろうとの志を同じくする民間福祉関係者が分野や立場を越えて集い、設立した組織である。制度のなかで潜在化する生きづらさの問題を顕在化させ、生きづらさを抱えている人に対して必要な支援を創造し、自らが実践し、本当に必要な支援が仕組みとして普遍化することをめざして、会員自らと県行政の資金拠出により基金を造成し、5年間のプロジェクトとして取り組みをスタートさせた。

本センターの取り組みのひとつとして、立ち上げ当初から取り組まれてきたのが社会的養護のもとで育つ子どもたちへの支援の創設であり、その企画を担う実践者のチームが「要養護児童の自立支援」小委員会である。

4. 退所児童支援の取組み(事業の内容、対象など)

縁センターとして設立当初からあがっていた社会的養護の課題に取り組むために、滋賀県内の社会的養護施設、里親会、退所児童支援事業所、市社会福祉協議会、県行政職員をメンバーとして、「要養護児童の自立支援」小委員会を立ち上げた。

委員会では、子どもたちを取り巻く現状や環境を話し合い、施設や里親家庭で育つ子どもたちが夢や希望をもって自立していくために、子どもたちの「土台づくり」からはじめようと動き出した。土台づくりの事業の第一歩は、企業の方がたを招いての懇談会で、ここで立場の異なる現場のトップの方がたからの声を聴き、そこから子どもたちの自立支援を応援してくださる企業の方がたとともにすすめる「ハローわくわく仕事体験」事業がスタートした。事業の運営は、県内各施設と里親連合会による「ハローわくわく仕事体験」推進委員会を組織し、課題を自覚していた人びとが主体となることを心掛けた。子どもた

ちに就労体験を提供する取り組みは、就労体験を通じた「働くことへの意識付け」や「自分にあった仕事探し」だけでなく、子どもたちの「土台づくり」として、施設以外の社会のなかで「一生懸命働くおとなの人との出会い」や「人の役に立つことのよろこび」が得られる取り組みとなったことを実感している。

のちに「児童養護施設等の子どもたちの社会への架け橋づくり事業」と名付けた、「ハローわくわく仕事体験」を中核とする一連の自立支援の取り組みとして、以下のものがあげられる。

① キャリアアップセミナーの開催

就労体験に向かう気持ちづくり、自分のことを知る学びの場として、NPO 法人ブリッジフォースマイルの協力を得て実施（これまでに4回開催／中高生77名が参加。小学校高学年にまで対象を拡大）。

② プロフェッショナルセミナーの開催

協力企業の社長や人事担当者から仕事に対する姿勢などの話をうかがう（これまでに4回実施／中高生91人が参加）。子どもたちのグループ討議に企業の方も参加してくださる。

③ ハローわくわく仕事体験

学校が休みの時期に協力企業での仕事を3～5日の期間で体験。見学や1日の体験という場合もある（これまでに5回実施／中高生延べ51人が体験、工場・職場見学は小学生6人が参加）。就労体験の際は、事前の調整から事後の振り返りまで、子どもと縁センターのコーディネーター、施設職員が一緒になって取り組んでいる。

④ ハンドブック・情報誌の発行

協力企業への報告や子どもたちの理解の促進、施設職員への啓発等を目的にハンドブックや情報誌を作成・配布している。

『社会へはばたく子どもたちの自立応援ハンドブック』（平成28年3月発行）

「ハローわくわく仕事体験情報誌」（施設等向け／4回発行）

「ハローわくわく」ニュースレター（企業向け／2回発行）

⑤ 協力企業・事業所懇談会

協力企業・事業所関係者22人、要保護児童関係者25人が出席し、情報交換や交流を深めた。

こうした取り組み全般を通しての効果として、以下のようなものがあげられる。

① 体験を通じて関わった企業の人たちから、褒められ、評価されることが、子どもたちの将来への夢や意欲につながる

② 施設内の生活だけでは知ることのできない子どもの力を施設職員が新たに発見できる

③ 中小企業の社会的養護の子どもたちへの理解が広がり、日頃から声かけや見守りをしてくれる応援団となってくれる

協力企業の開拓には、中小企業同友会などの協力をいただき、事業の説明などをエリアごとに行ってきた。その中で、社会的養護施設で育つ子どもたちの状況について、理解が深まり徐々に協力企業も増えていった。

また、「要養護児童自立支援」小委員会のメンバーでもある、NPO 法人四つ葉のクローバー*が運営している就労体験の場で本格実施に向けたプレ就労体験を行い、その成功が今日のひろがりにつながった。

5 センターの強みと今後の取り組み

滋賀県社会福祉協議会が縁センターの事務局を担うことで、これまで培った関係団体との協働の蓄積を活かせることと、関わってくださる方々から信頼を得られていることが強みとなっている。

現在仕事体験の受け入れなどに協力していただける企業等は 95 件と広がっているが、実際に子どもたちを受け入れた企業は 27 件にとどまっている。協力いただく企業の拡充と合わせて、体験受入れだけでない協力のあり方も検討していく必要がある（企業向けのニュースレターや懇談会はそうした取り組みの一環である）。

また、この取り組みとともに、平成 29 年度には、新たな展開として退所した子どもたちのケア事業にも取り組んでいくこととしている。アフターケアに関する地域のコーディネーターを配置しながら、ちょっとお茶をのみに来ることができる居場所の開設、いつでも相談できる専門職のネットワーク、そして就労継続支援員の配置等のバックアップ体制をつくり、ハローわくわく仕事体験事業のコーディネーターとも連携しながら、施設入所時から退所した後まで一貫した支援のしくみづくりに取り組んでいく予定である。

* NPO 法人 四つ葉のクローバーによる支援

四つ葉のクローバーは、児童養護施設でボランティアをしていた代表の杉山氏が社会的養護施設の退所児童を対象にしたシェアハウスやサロンからスタートした。その後、就労支援の場として、飲食店を開設し、平成 28 年度よりシェアハウスは自立援助ホームに移行した。子どもの話をとことん聴くことを支援の基本とし、そのなかで子ども自身が語り、子どもと共に考える中で子ども自身が答えを見つけていくことを大切にしている。

5 資料

- (1) 社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査（施設種別別） …… 46
- (2) 退所児童等支援事業所調査 調査票 …… 64
- (3) 調査のご回答にあたってのお願い …… 66
- (4) 社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 調査票 …… 67
- (5) 調査のご回答にあたってのお願い …… 69

■社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 児童養護施設 単純集計

アンケート発送数	603
有効回答数	469
回収率	77.8%

1. 施設等概要

法人格

法人格	件数	%
1. 社会福祉法人	446	95.1%
2. NPO法人	0	0.0%
3. 行政	10	2.1%
4. 学校法人	0	0.0%
5. 宗教法人	1	0.2%
6. 一般・公益財団法人	1	0.2%
7. 一般・公益社団法人	1	0.2%
8. その他	3	0.6%
未回答	7	1.5%
合計	469	100.0%

2. 退所児童支援への取り組み状況

取り組み状況	件数	%
積極的に取り組んでいる	98	20.9%
ある程度取り組んでいる	300	64.0%
あまり取り組んではない	54	11.5%
未回答	17	3.6%
合計	469	100.0%

3. 対象としている児童

対象児童	件数	%
自施設退所児のみ	430	91.7%
自施設退所児童以外も支援	23	4.9%
未回答	16	3.4%
合計	469	100.0%

4. 支援の具体的な内容

支援の内容	件数	%
相談支援	443	94.5%
就労支援(継続含む)	299	63.8%
住宅支援	173	36.9%
居場所づくり	116	24.7%
学習支援	20	4.3%
経済的支援	149	31.8%
情報提供	241	51.4%
その他	146	31.1%
合計	1,587	

※件数/有効回答数

5. 退所児童支援における主な連携先3件と具体的な連携内容についてお書きください

連携先	件数	%
児童相談所	152	32.4%
行政(都道府県・市区町村)	99	21.1%
学校・教育機関	64	13.6%
退所児童支援事業所	136	29.0%
障害児・者支援事業所等	102	21.7%
職場・企業等	77	16.4%
児童家庭支援センター等	35	7.5%
家庭・家族	38	8.1%
退所先施設	23	4.9%
福祉事務所	19	4.1%
児童養護施設	6	1.3%
病院・医療機関	20	4.3%
自立援助ホーム	32	6.8%
里親	7	1.5%
保育所	3	0.6%
ハローワーク	20	4.3%
社会福祉協議会	18	3.8%
司法・警察	10	2.1%
要対協	10	2.1%
女性相談センター等	3	0.6%
その他	80	17.1%
合計	954	

※件数/有効回答数

6. 退所児童の状況(平成28年5月末現在)

(1) 直近3年度

	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
① 退所児童数 (②+③)	3,350	3,325	3,251
② 連絡が取れる児童数	2,647	2,774	2,982
③ 連絡が取れなくなった児童数	703	551	269
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	606	615	695

(2) 平成26年度退所児童の状況
連絡が取れる児童

	件数	%
定期的	619	22.3%
不定期	2,155	77.7%
連絡が取れる児童の合計	2,774	100.0%

連絡が取れなくなった児童

	件数	%
本人から断られた	60	10.9%
転居等で連絡が取れなくなった	138	25.0%
職員の人事異動等	19	3.4%
現入所者にかかる業務多忙	37	6.7%
その他	297	53.9%
合計	551	100.0%

→連絡が取れなくなった児童 その他の状況

	件数	%
措置変更	48	16.2%
児童相談所等行政の機関が対応	36	12.1%
施設から連絡はしない(「あえて連絡はしない」含む)	27	9.1%
家庭復帰のため	27	9.1%
期間を決めた対応としている	6	2.0%
短期利用のため	8	2.7%
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	12	4.0%
施設との関係不調	11	3.7%
連絡が取れない(連絡するも返事がない)	20	6.7%
必要ないため	19	6.4%
連絡が取れない(行方不明)	8	2.7%
国外に移住	1	0.3%
司法の対応となったため(少年院送致など)	2	0.7%
遠方のため	0	0.0%
DV被害者で行方を隠しているため	0	0.0%
その他(「○」のみ記述含む)	72	24.2%
合計	297	100.0%

退所先

	件数	%
家庭復帰(家族と同居)	1,681	50.6%
賃貸住宅等	620	18.6%
児童養護施設	101	3.0%
社員寮(住み込み含)	296	8.9%
障害者支援施設(入所)、GH等	223	6.7%
里親	60	1.8%
不明	9	0.3%
自立援助ホーム	69	2.1%
児童自立支援施設	37	1.1%
母子生活支援施設	11	0.3%
情緒障害児短期治療施設	22	0.7%
ファミリーホーム	7	0.2%
乳児院	0	0.0%
その他	121	3.6%
無回答	68	2.0%
合計	3,325	100.0%

7.退所児童等の支援にあたる職員についてお書きください。

	件数	%
1. 担当職員が決められている	260	55.4%
2. 特に決めていない	165	35.2%
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている	34	7.2%
無回答	10	2.1%
合計	469	100.0%

上記「1. 担当職員が決められている」の具体的回答

	件数	%
担当職員	154	42.7%
家庭支援専門相談員	106	29.4%
里親支援専門相談員	3	0.8%
施設長	15	4.2%
その他	65	18.0%
アフターケア担当職員	13	3.6%
無回答	5	1.4%
合計	361	100.0%

■ 社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 乳児院 単純集計

アンケート発送数	136
有効回答数	108
回収率	79.4%

1. 施設等概要

法人格

法人格	件数	%
1. 社会福祉法人	98	90.7%
2. NPO法人	0	0.0%
3. 行政	3	2.8%
4. 学校法人	0	0.0%
5. 宗教法人	0	0.0%
6. 一般・公益財団法人	0	0.0%
7. 一般・公益社団法人	0	0.0%
8. その他	5	4.6%
未回答	2	1.9%
合計	108	100.0%

2. 退所児童支援への取り組み状況

取り組み状況	件数	%
積極的に取り組んでいる	20	18.5%
ある程度取り組んでいる	63	58.3%
あまり取り組んではない	20	18.5%
未回答	5	4.6%
合計	108	100.0%

3. 対象としている児童

対象児童	件数	%
自施設退所児のみ	88	81.5%
自施設退所児童以外も支援	15	13.9%
未回答	5	4.6%
合計	108	100.0%

4. 支援の具体的な内容

支援の内容	件数	%
相談支援	97	89.8%
就労支援(継続含む)	3	2.8%
住宅支援	1	0.9%
居場所づくり	6	5.6%
学習支援	2	1.9%
経済的支援	2	1.9%
情報提供	50	46.3%
その他	49	45.4%
合計	210	

※件数/有効回答数

5. 退所児童支援における主な連携先3件と具体的な連携内容についてお書きください

連携先	件数	%
児童相談所	90	83.3%
行政(都道府県・市区町村)	49	45.4%
学校・教育機関	3	2.8%
退所児童支援事業所	2	1.9%
障害児・者支援事業所等	3	2.8%
職場・企業等	0	0.0%
児童家庭支援センター等	17	15.7%
家庭・家族	5	4.6%
退所先施設	13	12.0%
福祉事務所	0	0.0%
児童養護施設	18	16.7%
病院・医療機関	3	2.8%
自立援助ホーム	0	0.0%
里親	21	19.4%
保育所	18	16.7%
ハローワーク	0	0.0%
社会福祉協議会	1	0.9%
司法・警察	0	0.0%
要対協	4	3.7%
女性相談センター等	0	0.0%
その他	13	12.0%
合計	260	

※件数/有効回答数

6. 退所児童の状況(平成28年5月末現在)

(1) 直近3年度

	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
① 退所児童数 (②+③)	1,680	1,755	1,748
② 連絡が取れる児童数	1,092	1,230	1,315
③ 連絡が取れなくなった児童数	588	525	433
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	22	41	46

(2) 平成26年度退所児童の状況
連絡が取れる児童

	件数	%
定期的	325	26.4%
不定期	905	73.6%
連絡が取れる児童の合計	1,230	100.0%

連絡が取れなくなった児童

	件数	%
本人から断られた	8	1.5%
転居等で連絡が取れなくなった	75	14.3%
職員の人事異動等	8	1.5%
現入所者にかかる業務多忙	90	17.1%
その他	344	65.5%
合計	525	100.0%

→連絡が取れなくなった児童 その他の状況

	件数	%
措置変更	28	8.1%
児童相談所等行政の機関が対応	45	13.1%
施設から連絡はしない(「あえて連絡はしない」含む)	21	6.1%
家庭復帰のため	4	1.2%
期間を決めた対応としている	27	7.8%
短期利用のため	42	12.2%
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	9	2.6%
施設との関係不調	0	0.0%
連絡が取れない(連絡するも返事がない)	3	0.9%
必要ないため	5	1.5%
連絡が取れない(行方不明)	0	0.0%
国外に移住	6	1.7%
司法の対応となったため(少年院送致など)	0	0.0%
遠方のため	6	1.7%
DV被害者で行方を隠しているため	0	0.0%
その他(「○」のみ記述含む)	148	43.0%
合計	344	100.0%

退所先

	件数	%
家庭復帰(家族と同居)	787	44.8%
賃貸住宅等	0	0.0%
児童養護施設	489	27.9%
社員寮(住み込み含)	1	0.1%
障害者支援施設(入所)、GH等	40	2.3%
里親	220	12.5%
不明	53	3.0%
自立援助ホーム	0	0.0%
児童自立支援施設	0	0.0%
母子生活支援施設	6	0.3%
情緒障害児短期治療施設	0	0.0%
ファミリーホーム	18	1.0%
乳児院	24	1.4%
その他	59	3.4%
無回答	58	3.3%
合計	1,755	100.0%

7.退所児童等の支援にあたる職員についてお書きください。

	件数	%
1. 担当職員が決められている	84	77.8%
2. 特に決めていない	19	17.6%
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている	3	2.8%
無回答	2	1.9%
合計	108	100.0%

上記「1. 担当職員が決められている」の具体的回答

	件数	%
担当職員	19	13.9%
家庭支援専門相談員	79	57.7%
里親支援専門相談員	33	24.1%
施設長	2	1.5%
その他	4	2.9%
アフターケア担当職員	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	137	100.0%

■社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 母子生活支援施設 単純集計

アンケート発送数	220
有効回答数	178
回収率	80.9%

1. 施設等概要

法人格

法人格	件数	%
1. 社会福祉法人	151	84.8%
2. NPO法人	0	0.0%
3. 行政	21	11.8%
4. 学校法人	0	0.0%
5. 宗教法人	0	0.0%
6. 一般・公益財団法人	2	1.1%
7. 一般・公益社団法人	2	1.1%
8. その他	1	0.6%
未回答	1	0.6%
合計	178	100.0%

2. 退所児童支援への取り組み状況

取り組み状況	件数	%
積極的に取り組んでいる	30	16.9%
ある程度取り組んでいる	96	53.9%
あまり取り組んではない	50	28.1%
未回答	2	1.1%
合計	178	100.0%

3. 対象としている児童

対象児童	件数	%
自施設退所児のみ	140	78.7%
自施設退所児童以外も支援	24	13.5%
未回答	14	7.9%
合計	178	100.0%

4. 支援の具体的な内容

支援の内容	件数	%
相談支援	141	79.2%
就労支援(継続含む)	35	19.7%
住宅支援	23	12.9%
居場所づくり	83	46.6%
学習支援	86	48.3%
経済的支援	24	13.5%
情報提供	91	51.1%
その他	104	58.4%
合計	587	

※件数/有効回答数

5. 退所児童支援における主な連携先3件と具体的な連携内容についてお書きください

連携先	件数	%
児童相談所	52	29.2%
行政(都道府県・市区町村)	81	45.5%
学校・教育機関	87	48.9%
退所児童支援事業所	5	2.8%
障害児・者支援事業所等	8	4.5%
職場・企業等	1	0.6%
児童家庭支援センター等	31	17.4%
家庭・家族	8	4.5%
退所先施設	3	1.7%
福祉事務所	31	17.4%
児童養護施設	8	4.5%
病院・医療機関	8	4.5%
自立援助ホーム	0	0.0%
里親	0	0.0%
保育所	11	6.2%
ハローワーク	0	0.0%
社会福祉協議会	4	2.2%
司法・警察	3	1.7%
要対協	2	1.1%
女性相談センター等	4	2.2%
その他	21	11.8%
合計	368	

※件数/有効回答数

6. 退所児童の状況(平成28年5月末現在)

(1) 直近3年度

	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
① 退所児童数 (②+③)	1,803	1,896	1,714
② 連絡が取れる児童数	1,127	1,267	1,324
③ 連絡が取れなくなった児童数	676	629	390
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	39	21	30

(2) 平成26年度退所児童の状況
連絡が取れる児童

	件数	%
定期的	222	17.5%
不定期	1,045	82.5%
連絡が取れる児童の合計	1,267	100.0%

連絡が取れなくなった児童

	件数	%
本人から断られた	42	6.7%
転居等で連絡が取れなくなった	313	49.8%
職員の人事異動等	8	1.3%
現入所者にかかる業務多忙	19	3.0%
その他	247	39.3%
合計	629	100.0%

→連絡が取れなくなった児童 その他の状況

	件数	%
措置変更	23	9.3%
児童相談所等行政の機関が対応	3	1.2%
施設から連絡はしない(「あえて連絡はしない」含む)	16	6.5%
家庭復帰のため	35	14.2%
期間を決めた対応としている	0	0.0%
短期利用のため	4	1.6%
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	31	12.6%
施設との関係不調	8	3.2%
連絡が取れない(連絡するも返事がない)	10	4.0%
必要ないため	0	0.0%
連絡が取れない(行方不明)	4	1.6%
国外に移住	8	3.2%
司法の対応となったため(少年院送致など)	1	0.4%
遠方のため	4	1.6%
DV被害者で行方を隠しているため	7	2.8%
その他(「○」のみ記述含む)	93	37.7%
合計	247	100.0%

退所先

	件数	%
家庭復帰(家族と同居)	548	28.9%
賃貸住宅等	1,013	53.4%
児童養護施設	58	3.1%
社員寮(住み込み舎)	8	0.4%
障害者支援施設(入所)、GH等	5	0.3%
里親	12	0.6%
不明	36	1.9%
自立援助ホーム	0	0.0%
児童自立支援施設	2	0.1%
母子生活支援施設	44	2.3%
情緒障害児短期治療施設	0	0.0%
ファミリーホーム	0	0.0%
乳児院	8	0.4%
その他	43	2.3%
無回答	119	6.3%
合計	1,896	100.0%

7.退所児童等の支援にあたる職員についてお書きください。

	件数	%
1. 担当職員が決められている	39	21.9%
2. 特に決めていない	119	66.9%
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている	12	6.7%
無回答	8	4.5%
合計	178	100.0%

上記「1. 担当職員が決められている」の具体的回答

	件数	%
担当職員	24	52.2%
家庭支援専門相談員	1	2.2%
里親支援専門相談員	0	0.0%
施設長	1	2.2%
その他	15	32.6%
アフターケア担当職員	4	8.7%
無回答	1	2.2%
合計	46	100.0%

■ 社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 児童自立支援施設 単純集計

アンケート発送数	58
有効回答数	48
回収率	82.8%

1. 施設等概要

法人格

法人格	件数	%
1. 社会福祉法人	2	4.2%
2. NPO法人	1	2.1%
3. 行政	40	83.3%
4. 学校法人	0	0.0%
5. 宗教法人	0	0.0%
6. 一般・公益財団法人	0	0.0%
7. 一般・公益社団法人	0	0.0%
8. その他	0	0.0%
未回答	5	10.4%
合計	48	100.0%

2. 退所児童支援への取り組み状況

取り組み状況	件数	%
積極的に取り組んでいる	11	22.9%
ある程度取り組んでいる	29	60.4%
あまり取り組んではない	6	12.5%
未回答	2	4.2%
合計	48	100.0%

3. 対象としている児童

対象児童	件数	%
自施設退所児のみ	45	93.8%
自施設退所児童以外も支援	0	0.0%
未回答	3	6.3%
合計	48	100.0%

4. 支援の具体的な内容

支援の内容	件数	%
相談支援	46	95.8%
就労支援(継続含む)	12	25.0%
住宅支援	5	10.4%
居場所づくり	2	4.2%
学習支援	4	8.3%
経済的支援	1	2.1%
情報提供	21	43.8%
その他	11	22.9%
合計	102	

※件数/有効回答数

5. 退所児童支援における主な連携先3件と具体的な連携内容についてお書きください

連携先	件数	%
児童相談所	44	91.7%
行政(都道府県・市区町村)	8	16.7%
学校・教育機関	33	68.8%
退所児童支援事業所	1	2.1%
障害児・者支援事業所等	4	8.3%
職場・企業等	6	12.5%
児童家庭支援センター等	1	2.1%
家庭・家族	7	14.6%
退所先施設	2	4.2%
福祉事務所	0	0.0%
児童養護施設	4	8.3%
病院・医療機関	2	4.2%
自立援助ホーム	2	4.2%
里親	3	6.3%
保育所	0	0.0%
ハローワーク	0	0.0%
社会福祉協議会	0	0.0%
司法・警察	0	0.0%
要対協	1	2.1%
女性相談センター等	2	4.2%
その他	0	0.0%
合計	120	

※件数/有効回答数

6. 退所児童の状況(平成28年5月末現在)

(1) 直近3年度

	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
① 退所児童数 (②+③)	879	879	813
② 連絡が取れる児童数	489	630	685
③ 連絡が取れなくなった児童数	390	249	128
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	171	180	162

(2) 平成26年度退所児童の状況
連絡が取れる児童

	件数	%
定期的	79	12.5%
不定期	551	87.5%
連絡が取れる児童の合計	630	100.0%

連絡が取れなくなった児童

	件数	%
本人から断られた	31	12.4%
転居等で連絡が取れなくなった	44	17.7%
職員の人事異動等	19	7.6%
現入所者にかかる業務多忙	36	14.5%
その他	119	47.8%
合計	249	100.0%

→連絡が取れなくなった児童 その他の状況

	件数	%
措置変更	0	0.0%
児童相談所等行政の機関が対応	3	2.5%
施設から連絡はしない(「あえて連絡はしない」含む)	19	16.0%
家庭復帰のため	0	0.0%
期間を決めた対応としている	24	20.2%
短期利用のため	0	0.0%
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	5	4.2%
施設との関係不調	11	9.2%
連絡が取れない(連絡するも返事がない)	2	1.7%
必要ないため	0	0.0%
連絡が取れない(行方不明)	7	5.9%
国外に移住	0	0.0%
司法の対応となったため(少年院送致など)	8	6.7%
遠方のため	0	0.0%
DV被害者で行方を隠しているため	0	0.0%
その他(「○」のみ記述含む)	40	33.6%
合計	119	100.0%

退所先

	件数	%
家庭復帰(家族と同居)	550	62.6%
賃貸住宅等	17	1.9%
児童養護施設	89	10.1%
社員寮(住み込み舎)	25	2.8%
障害者支援施設(入所)、GH等	30	3.4%
里親	19	2.2%
不明	18	2.0%
自立援助ホーム	18	2.0%
児童自立支援施設	13	1.5%
母子生活支援施設	0	0.0%
情緒障害児短期治療施設	5	0.6%
ファミリーホーム	5	0.6%
乳児院	0	0.0%
その他	55	6.3%
無回答	35	4.0%
合計	879	100.0%

7.退所児童等の支援にあたる職員についてお書きください。

	件数	%
1. 担当職員が決められている	31	64.6%
2. 特に決めていない	11	22.9%
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている	5	10.4%
無回答	1	2.1%
合計	48	100.0%

上記「1. 担当職員が決められている」の具体的回答

	件数	%
担当職員	23	62.2%
家庭支援専門相談員	9	24.3%
里親支援専門相談員	0	0.0%
施設長	1	2.7%
その他	3	8.1%
アフターケア担当職員	0	0.0%
無回答	1	2.7%
合計	37	100.0%

■ 社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 情緒障害児短期治療施設 単純集計

アンケート発送数	45
有効回答数	39
回収率	86.7%

1. 施設等概要

法人格

法人格	件数	%
1. 社会福祉法人	35	89.7%
2. NPO法人	0	0.0%
3. 行政	3	7.7%
4. 学校法人	0	0.0%
5. 宗教法人	0	0.0%
6. 一般・公益財団法人	0	0.0%
7. 一般・公益社団法人	0	0.0%
8. その他	0	0.0%
未回答	1	2.6%
合計	39	100.0%

2. 退所児童支援への取り組み状況

取り組み状況	件数	%
積極的に取り組んでいる	4	10.3%
ある程度取り組んでいる	21	53.8%
あまり取り組んではない	9	23.1%
未回答	5	12.8%
合計	39	100.0%

3. 対象としている児童

対象児童	件数	%
自施設退所児のみ	31	79.5%
自施設退所児童以外も支援	4	10.3%
未回答	4	10.3%
合計	39	100.0%

4. 支援の具体的な内容

支援の内容	件数	%
相談支援	32	82.1%
就労支援(継続含む)	7	17.9%
住宅支援	4	10.3%
居場所づくり	6	15.4%
学習支援	2	5.1%
経済的支援	6	15.4%
情報提供	15	38.5%
その他	14	35.9%
合計	86	

※件数/有効回答数

5. 退所児童支援における主な連携先3件と具体的な連携内容についてお書きください

連携先	件数	%
児童相談所	21	53.8%
行政(都道府県・市区町村)	7	17.9%
学校・教育機関	11	28.2%
退所児童支援事業所	5	12.8%
障害児・者支援事業所等	6	15.4%
職場・企業等	2	5.1%
児童家庭支援センター等	6	15.4%
家庭・家族	3	7.7%
退所先施設	8	20.5%
福祉事務所	0	0.0%
児童養護施設	3	7.7%
病院・医療機関	4	10.3%
自立援助ホーム	2	5.1%
里親	0	0.0%
保育所	0	0.0%
ハローワーク	0	0.0%
社会福祉協議会	0	0.0%
司法・警察	0	0.0%
要対協	1	2.6%
女性相談センター等	1	2.6%
その他	3	7.7%
合計	83	

※件数/有効回答数

6. 退所児童の状況(平成28年5月末現在)

(1) 直近3年度

	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
① 退所児童数 (②+③)	347	374	355
② 連絡が取れる児童数	269	292	317
③ 連絡が取れなくなった児童数	78	82	38
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	52	44	62

(2) 平成26年度退所児童の状況
連絡が取れる児童

	件数	%
定期的	82	28.1%
不定期	210	71.9%
連絡が取れる児童の合計	292	100.0%

連絡が取れなくなった児童

	件数	%
本人から断られた	10	12.2%
転居等で連絡が取れなくなった	18	22.0%
職員の人事異動等	2	2.4%
現入所者にかかる業務多忙	9	11.0%
その他	43	52.4%
合計	82	100.0%

→連絡が取れなくなった児童 その他の状況

	件数	%
措置変更	13	30.2%
児童相談所等行政の機関が対応	3	7.0%
施設から連絡はしない(「あえて連絡はしない」含む)	0	0.0%
家庭復帰のため	0	0.0%
期間を決めた対応としている	0	0.0%
短期利用のため	2	4.7%
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	4	9.3%
施設との関係不調	3	7.0%
連絡が取れない(連絡するも返事がない)	0	0.0%
必要ないため	0	0.0%
連絡が取れない(行方不明)	1	2.3%
国外に移住	0	0.0%
司法の対応となったため(少年院送致など)	0	0.0%
遠方のため	2	4.7%
DV被害者で行方を隠しているため	0	0.0%
その他(「○」のみ記述含む)	15	34.9%
合計	43	100.0%

退所先

	件数	%
家庭復帰(家族と同居)	201	53.7%
賃貸住宅等	20	5.3%
児童養護施設	63	16.8%
社員寮(住み込み舎)	5	1.3%
障害者支援施設(入所)、GH等	31	8.3%
里親	8	2.1%
不明	7	1.9%
自立援助ホーム	3	0.8%
児童自立支援施設	18	4.8%
母子生活支援施設	0	0.0%
情緒障害児短期治療施設	5	1.3%
ファミリーホーム	4	1.1%
乳児院	0	0.0%
その他	7	1.9%
無回答	2	0.5%
合計	374	100.0%

7.退所児童等の支援にあたる職員についてお書きください。

	件数	%
1. 担当職員が決められている	19	48.7%
2. 特に決めていない	15	38.5%
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている	2	5.1%
無回答	3	7.7%
合計	39	100.0%

上記「1. 担当職員が決められている」の具体的回答

	件数	%
担当職員	11	42.3%
家庭支援専門相談員	8	30.8%
里親支援専門相談員	0	0.0%
施設長	0	0.0%
その他	5	19.2%
アフターケア担当職員	0	0.0%
無回答	2	7.7%
合計	26	100.0%

■社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査 自立援助ホーム 単純集計

アンケート発送数	124
有効回答数	68
回収率	54.8%

1. 施設等概要

法人格

法人格	件数	%
1. 社会福祉法人	29	42.6%
2. NPO法人	34	50.0%
3. 行政	0	0.0%
4. 学校法人	0	0.0%
5. 宗教法人	0	0.0%
6. 一般・公益財団法人	1	1.5%
7. 一般・公益社団法人	2	2.9%
8. その他	2	2.9%
未回答	0	0.0%
合計	68	100.0%

2. 退所児童支援への取り組み状況

取り組み状況	件数	%
積極的に取り組んでいる	29	42.6%
ある程度取り組んでいる	31	45.6%
あまり取り組んではない	3	4.4%
未回答	5	7.4%
合計	68	100.0%

3. 対象としている児童

対象児童	件数	%
自施設退所児のみ	38	55.9%
自施設退所児童以外も支援	24	35.3%
未回答	6	8.8%
合計	68	100.0%

4. 支援の具体的な内容

支援の内容	件数	%
相談支援	61	89.7%
就労支援(継続含む)	43	63.2%
住宅支援	28	41.2%
居場所づくり	21	30.9%
学習支援	11	16.2%
経済的支援	23	33.8%
情報提供	35	51.5%
その他	24	35.3%
合計	246	

※件数/有効回答数

5. 退所児童支援における主な連携先3件と具体的な連携内容についてお書きください

連携先	件数	%
児童相談所	13	19.1%
行政(都道府県・市区町村)	13	19.1%
学校・教育機関	2	2.9%
退所児童支援事業所	5	7.4%
障害児・者支援事業所等	9	13.2%
職場・企業等	18	26.5%
児童家庭支援センター等	1	1.5%
家庭・家族	3	4.4%
退所先施設	7	10.3%
福祉事務所	5	7.4%
児童養護施設	3	4.4%
病院・医療機関	4	5.9%
自立援助ホーム	1	1.5%
里親	0	0.0%
保育所	0	0.0%
ハローワーク	8	11.8%
社会福祉協議会	0	0.0%
司法・警察	5	7.4%
要対協	0	0.0%
女性相談センター等	0	0.0%
その他	21	30.9%
合計	118	

※件数/有効回答数

6. 退所児童の状況(平成28年5月末現在)

(1) 直近3年度

	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
① 退所児童数 (②+③)	195	240	259
② 連絡が取れる児童数	109	172	211
③ 連絡が取れなくなった児童数	86	68	48
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	21	46	51

(2) 平成26年度退所児童の状況
連絡が取れる児童

	件数	%
定期的	48	27.9%
不定期	124	72.1%
連絡が取れる児童の合計	172	100.0%

連絡が取れなくなった児童

	件数	%
本人から断られた	10	14.7%
転居等で連絡が取れなくなった	36	52.9%
職員の人事異動等	4	5.9%
現入所者にかかる業務多忙	0	0.0%
その他	18	26.5%
合計	68	100.0%

→連絡が取れなくなった児童 その他の状況

	件数	%
措置変更	1	5.6%
児童相談所等行政の機関が対応	0	0.0%
施設から連絡はしない(「あえて連絡はしない」含む)	1	5.6%
家庭復帰のため	2	11.1%
期間を決めた対応としている	0	0.0%
短期利用のため	1	5.6%
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	0	0.0%
施設との関係不調	3	16.7%
連絡が取れない(連絡するも返事がない)	1	5.6%
必要ないため	0	0.0%
連絡が取れない(行方不明)	4	22.2%
国外に移住	0	0.0%
司法の対応となったため(少年院送致など)	3	16.7%
遠方のため	0	0.0%
DV被害者で行方を隠しているため	0	0.0%
その他(「○」のみ記述含む)	2	11.1%
合計	18	100.0%

退所先

	件数	%
家庭復帰(家族と同居)	74	30.8%
賃貸住宅等	101	42.1%
児童養護施設	0	0.0%
社員寮(住み込み含)	21	8.8%
障害者支援施設(入所)、GH等	8	3.3%
里親	1	0.4%
不明	5	2.1%
自立援助ホーム	8	3.3%
児童自立支援施設	0	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%
情緒障害児短期治療施設	0	0.0%
ファミリーホーム	0	0.0%
乳児院	0	0.0%
その他	19	7.9%
無回答	3	1.3%
合計	240	100.0%

7.退所児童等の支援にあたる職員についてお書きください。

	件数	%
1. 担当職員が決められている	17	25.0%
2. 特に決めていない	45	66.2%
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている	2	2.9%
無回答	4	5.9%
合計	68	100.0%

上記「1. 担当職員が決められている」の具体的回答

	件数	%
担当職員	1	5.3%
家庭支援専門相談員	0	0.0%
里親支援専門相談員	0	0.0%
施設長	6	31.6%
その他	8	42.1%
アフターケア担当職員	3	15.8%
無回答	1	5.3%
合計	19	100.0%

退所児童等支援事業所調査

1. 事業所概要

事業所名		法人格	該当する番号に○をつけてください。 1. 社会福祉法人 2. NPO法人 3. その他
所在地	〒		
URL		メールアドレス	
記入者		問い合わせ先 電話番号	

2. 貴事業所が実施している退所児童等への支援事業について

★複数の支援事業を実施している場合は、この調査票をコピーして、それぞれの用紙に2～6を記入してください。

支援事業の名称	
---------	--

(1) 事業等の概略・特記事項(簡単でもかまいません)

※事業全体の特徴について

該当する箇所にチェック☑を入れ、詳細をカッコ内に記入してください。

- 相談支援 ()
- 就労支援(継続含む) ()
- 住宅支援 ()
- 居場所づくり ()
- 学習支援 ()
- 経済的支援 ()
- 情報提供 ()
- その他 ()

(2) 事業・活動を実施している場所(複数回答可)

1. 事業所等を運営している法人等の建物
2. 1.とは別の法人等保有の物件
3. 1.とは別の賃貸物件

(3) 支援対象者(複数回答可)

1. 児童養護施設の退所児・保護者 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)
2. 児童自立支援施設の退所児・保護者 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)
3. 情緒障害児短期治療施設の退所児・保護者 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)
4. 自立援助ホームの退所児・保護者 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)
5. ファミリーホームの退所児・保護者 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)
6. 乳児院退所の児・保護者 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)
7. 里親家庭の措置解除児・保護者 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)
8. 母子生活支援施設の退所児・退所母 → (A. 対象年齢なし B. 設定あり()歳程度まで)

(4) 事業・活動の対象圏域

1. 都道府県内 2. 市内 3. 圏域なし 4. その他()

(5) 職員配置の状況(複数回答可)

1. 専従の職員を配置している 2. 他の事業の職員が兼務している

(6) 利用者数 ※延べ・実数どちらでもかまいません

1. 年間の延べ人数 (約 人)
2. 年間の実数 (約 人)

3. 事業実施における主な連携先3件と、具体的な連携内容についてお書きください。

	連携先	具体的な連携内容
1		
2		
3		

4. 退所児童等支援事業以外に取り組んでいる事業について、具体的にお書きください。

5. 事業所のPRポイント

6. 退所児童等支援事業をすすめていくうえで課題となっていること、それを解決するために必要な事項について、具体的にお書きください。

7. ホームページ等で公開する情報

公開してもいい情報にチェック☑してください。

上記全ての項目を公開する

下記のチェックがある項目のみを公開する

1. 事業所内容

事業所名 URL

法人格 メールアドレス

所在地 問い合わせ先電話番号

2. 貴事業所が実施している事業について

3. 退所児童等支援事業以外に取り組んでいる事業について具体的にお書きください。

4. 事業委託における主な連携先と具体的な連携内容についてお書きください。

5. 事業所のPRポイント

調査のご回答にあたってのお願い

▽本調査では、国庫補助事業、それ以外で退所児童等支援事業を行っている事業所の取り組みについてうかがうものです。回答にあたってご一読ください。

1. 記入にあたっての考え方

1. 事業所概要

法人格：該当する番号に○をつけてください。

記入者：こちらからお問い合わせいただく場合がございますので、お書きください。

2. 貴事業所が実施している事業について：

(1)：事業の全体の特徴について、お書きください。その上で、事業内容について、該当する項目にチェック を入れてください。その活動の具体的な内容についてお書きください。

(2)：事業実施箇所が複数にわたる場合は、該当する番号全てに○をつけてください。

(3)：実際に支援の実績がない場合でも、事業実施上対象になっている番号全てに○をつけてください。

(4)：該当する番号に○をつけてください。

(5)：該当する番号全てに○をつけてください。

(6)：平成 27 年度の「延べ人数」か「実数」どちらかでお書きください。実績がない場合は「0」としてください。

3. 退所児童等支援事業以外に取り組んでいる事業：

貴法人・事業所で取り組んでいる退所児童等支援事業以外の事業についてお書きください。

4. 主な連携先について：

退所児童支援にかかる主な連携先を3つあげてください(機関名等)。また、その連携状況について具体的にお書きください(「ケースカンファレンスを実施」等)。

5. 事業所の PR ポイント：

貴事業所の取り組みで特徴的なものなについて、具体的にお書きください。

6. 事業を進めていく上での課題等について：

現在取り組んでいる事業をよりよくするために必要な事項について具体的にお書きください。

7. ホームページで公開する情報：「全国退所児童等支援事業連絡会」参画団体のホームページ等で調査をまとめたものを公表する予定です。公表してよい項目についてチェック を入れてください。また、ご回答いただいた事業所には本調査の結果をまとめてご報告いたします。

「全国退所児童支援事業連絡会」の参画団体(50音順)。

全国里親会／全国児童家庭支援センター協議会／全国児童自立支援施設協議会／全国児童養護施設協議会／全国自立援助ホーム協議会／全国情緒障害児短期治療施設協議会／全国乳児福祉協議会／全国母子生活支援施設協議会／日本ファミリーホーム協議会

2. ご回答方法について

同封の調査票にご記入の上、**返信用封筒にてご返送ください。**

■締め切り：平成 28 年 8 月 19 日(金)

■調査に関する問い合わせ先：

株式会社グローバルプリント 担当 (山下)

電話 045-263-9880 (月曜日～金曜日、8:30～17:30)

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 255-1-207

社会的養護施設等における退所児童等支援内容調査

1. 施設等概要

施設等名		法人格	該当する番号に○をつけてください。 1. 社会福祉法人 2. NPO法人 3. 行政 4. 学校法人 5. 宗教法人 6. 一般・公益財団法人 7. 一般・公益社団法人 8. その他
都道府県 指定都市名		該当する番号に○をつけてください。 1. 児童養護施設 2. 乳児院 3. 母子生活支援施設 4. 児童自立支援施設 5. 情緒障害児短期治療施設 6. 自立援助ホーム 7. ファミリーホーム	
記入者			
問い合わせ先 電話番号			

2. 退所児童支援への取り組み状況

該当する箇所にチェック☑を入れてください。

- 積極的に取り組んでいる
- ある程度取り組んでいる
- あまり取り組んではいない

3. 対象としている児童

該当する箇所にチェック☑を入れてください。

- 自施設退所児のみ
- 自施設退所児童以外も支援

4. 支援の具体的な内容

該当する箇所にチェック☑を入れ、詳細をカッコ内に記入してください。

- 相談支援 ()
- 就労支援(継続含む) ()
- 住宅支援 ()
- 居場所づくり ()
- 学習支援 ()
- 経済的支援 ()
- 情報提供 ()
- その他 ()

5. 退所児童支援における主な連携先3件と具体的な連携内容についてお書きください

	連携先	具体的な連携内容
1		
2		
3		

6. 退所児童の状況(平成28年5月末現在)

(1) 直近3年度

各項目、対象となる児童数を記入してください。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 退所児童数 (②+③)			
② 連絡が取れる児童数			
③ 連絡が取れなくなった児童数			
④ ②のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数			

(2) 平成26年度退所児童の状況

★別紙「平成26年度の全員の状況」に記載してください。

7. 退所児童等の支援にあたる職員についてお書きください。

1. 担当職員が決められている → [具体的に:]
2. 特に決めていない
3. 入所時に担当していた職員が個人的に関わっている

8. 退所児童支援をすすめていく上で課題となっていること、それを解決するために必要な事項について具体的にお書きください。

●平成26年度退所児童の状況

平成26年度退所児童全員の状況を1行に1人ずつ記入してください(名前などは不要です)。

「連絡が取れる児童」で「定期的」、「連絡が取れなくなった児童」で「その他」に該当する場合と、退所先は、具体的に記載してください。それ以外は該当する欄に○を記入してください。

※20人を超える場合は、コピーしてお使いください。

	連絡が取れる児童		連絡が取れなくなった児童				退所先(具体的に)
	定期的 (「月に一度」等具体的に 記載してください)	不定期	本人から断られた	転居等で 連絡が 取れなくな った	職員 の人事異 動等	現入 所者にか かる業 務多忙	
例1	月に1度						自立援助ホーム
例2			○				ひとり暮らし
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

調査のご回答にあたってのお願い

▽本調査では、社会的養護施設等が取り組む退所児童支援の取り組みや退所児童との連絡状況についてうかがうものです。回答にあたってご一読ください。

1. 記入にあたっての考え方

1. 施設等概要

法人格、施設等種別：該当する番号に○をつけてください。運営主体の法人格でご回答ください。公設公営の場合は「行政」、公設民営の場合は行政以外の番号を選択してください。

記入者：こちらからお問い合わせいただく場合がございますので、お書きください。

2. 退所児童支援の取り組み状況：

ここでは、事業化されているものに限定しません。貴施設等での取り組み状況についてお書きください。

3. 対象としている児童：

これまでに自施設退所児童以外を支援したことがある場合は、「自施設退所児童以外」を選択してください。

4. 支援の具体的な内容：

取り組んでいる支援の項目に☑を入れて、具体的な内容についてお書きください。施設行事への招待のみの場合は、「その他」となりますが、その招待を受けて来訪した際に、相談や情報提供が行われている場合は、「相談支援」「情報提供」としてください。[複数回答]

5. 主な連携先について：

退所児童支援にかかる主な連携先を3つあげてください(機関名)。また、その連携状況について具体的にお書きください(「ケースカンファレンスを実施」等)。

6. 退所児童の連絡先等の把握状況：

(1)直近3年度

平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、それぞれの年度における退所児童数をお書きください。

「退所児童の状況」は、平成 28 年 5 月 31 日現在で人数をお書きください。

「連絡が取れる児童」とは、施設等から電話や手紙などで必要なときに連絡がとることができる児童をさします。また、児童本人ではなく、その保護者等と連絡が取れ、児童本人の近況等が確認できる場合も含みます。施設等から機関紙や行事案内等を送っているが反応がない、児童からは連絡がくることはあるが、施設等からは連絡ができない場合は、「連絡が取れなくなった児童」としてください。

また、「連絡が取れる児童」のうち、職員が個人的に連絡を取っている児童がいる場合は、人数をお書きください。そうしたケースがない場合は、「0」をお書きください。

※「退所児童数」＝「連絡が取れる児童」＋「連絡が取れなくなった児童」となります。また、「職員が個人的に連絡を取っている児童数」は「連絡が取れる児童数」に含まれます。

裏面に続きます

(2)平成 26 年度退所児童の状況

調査票 6.退所児童の状況(平成 28 年 5 月末日現在)(1)直近 3 年度①退所児童数の「平成 26 年度」の欄にお書きいただいた人数についてご回答ください。

・「連絡が取れる児童」

「定期的」とは、月に 1 度、施設行事の際、年度末に一度など、電話や手紙等で連絡が取れている場合をいいます。その状況を具体的にお書きください。

「不定期」とは、上記以外のものをさします。

・「連絡が取れなくなった児童」

該当する主な理由(1 つ)に○をお書きください。「その他」は具体的にお書きください。

「退所先」については、「児童養護施設」「自立援助ホーム」「ひとり暮らし」「寮(学生・社員)」「家族と同居」等具体的にお書きください。

※本シートは 20 人まで書き込めるようになっています。平成 26 年度の退所児童が 20 名を超える場合は、コピーしてお書きください。

7. 退所児童の支援担当職員：

該当する番号に○をつけてください。また、担当職員を決めている場合は、その職名を具体的にお書きください。

8. 事業を進めていく上での課題等について：

現在取り組んで支援をよりよくする、またより実態に沿った支援を展開していくために必要な事項について具体的にお書きください。

2. ご回答方法について

同封の調査票にご記入の上、**返信用封筒にてご返送ください。**

■締め切り：平成 28 年 8 月 19 日(金)

■調査票の記入に関する問い合わせ先：

株式会社グローバルプリント 担当 (山下)

電話 045-263-9880 (月曜日～金曜日、8:30～17:30)

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 255-1-207

全国退所児童等支援事業連絡会
名 簿

○構成団体 委員

所 属	役 職	氏 名
全国里親会	事務局長	清水 啓司
全国児童家庭支援センター協議会	会長	小木曾 宏
全国児童自立支援施設協議会	会長	林 功三
全国児童養護施設協議会	会長	藤野 興一
全国自立援助ホーム協議会	会長	星 俊彦
全国情緒障害児短期治療施設協議会 こどもの心ケアハウス嵐山学園 副園長兼診療部長		早川 洋
全国乳児福祉協議会	総務委員長	栗延 雅彦
全国母子生活支援施設協議会	副会長	芹澤 出
日本ファミリーホーム協議会	事務局長	宮本 昇

○研究協力者

愛知淑徳大学 福祉貢献学部	教授	谷口 純世
ルーテル学院大学 コミュニティ人材養成センター	専任講師	秋貞 由美子

○調査集計委託会社

株式会社グローバルプリント	代表取締役	山下 醇一郎
	ソリューション営業部長	細谷 勇悟

所属・肩書きは平成29年3月末のもの

社会を良くするたしかな一歩



赤い羽根
福祉基金

本調査研究は社会福祉法人中央共同募金会が新たに創設した「赤い羽根福祉基金」の助成をうけて実施、取りまとめたものです。

**社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業
報告書**

全国社会福祉協議会 全国退所児童等支援事業連絡会
平成29年3月

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

